

第百二十三回国会 参議院内閣委員会 會議録 第二号

平成四年三月十二日(木曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

二月二十七日

辞任 会田 長栄君

補欠選任 喜岡 淳君

二月二十八日

辞任 星川 保松君

補欠選任 磯村 修君

三月十二日

辞任 小川 仁一君

補欠選任 篠崎 年子君

出席者は左のとおり。

委員長 梶原 清君
理事 板垣 正君
田村 秀昭君
吉川 春子君

委員

大島 友治君
大城 眞順君
岡田 広君
高橋 清孝君
永野 茂門君
村上 正邦君
小川 仁一君
喜岡 淳君
篠崎 年子君
谷畑 孝君
深田 肇君
三石 久江君
太田 淳夫君

国務大臣

国務大臣 (内閣官房長官)

国務大臣 (総務庁長官)

政府委員

内閣官房内閣外
政審議室長
兼内閣総理大臣
官房外政審議室
長

内閣総理大臣官
房審議官

内閣総理大臣官
房管理室長

総務庁人事局長
総務庁恩給局長

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

外務省北米局北
米第一課長
外務省条約局条
約課長
外務省国際連合
局人権難民課長
外務省情報調査
局情報課長
大蔵省主計局主
計企画官
文部省初等中等
教育局教科書課
長
厚生大臣官房国
際課長
厚生大臣官房国
際第一課長

磯村 修君
田淵 哲也君

加藤 紘一君

岩崎 純三君

有馬 龍夫君

高岡 完治君

石倉 寛治君

山田 警司君

新野 博君

菅野 清君

田中 信明君

小松 一郎君

吉澤 裕君

吉原 修君

佐藤 隆文君

矢野 重典君

澤村 宏君

村瀬 松雄君

労働省職業安定
局庶務課長 戸町 利和君

○委員長の異動について御報告いたします。
本日、委員の異動に付した案件
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(梶原清君) ただいまから内閣委員会を
開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る二月二十七日、会田長栄君が委員を辞任さ
れ、その補欠として喜岡淳君が選任されました。

また、去る二月二十八日、星川保松君が委員を
辞任され、その補欠として磯村修君が選任されま
した。

○委員長(梶原清君) 恩給法等の一部を改正する
法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。岩
崎総務庁長官。

○国務大臣(岩崎純三君) ただいま議題となりま
した恩給法等の一部を改正する法律案につきまし
て、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上
げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、
恩給年額及び各種加算額を増額すること等によ
り、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろ
うとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上
げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の
増額であります。

これは、平成三年における公務員給与の改定、
消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、
恩給年額を、平成四年四月分から、三・八四%引

き上げようとするものであります。
その第二点は、寡婦加算及び遺族加算の年額の
増額であります。

これは、普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算
の額を、平成四年四月分から、他の公的年金にお
ける寡婦加算の額との均衡を考慮して引き上げる
とともに、遺族加算の額につきましても、戦没者
遺族等に対する処遇の改善を図るため、同年四月
分から、公務関係扶助料受給者に係るものがあり
ましては十一万九千四百円に、傷病者遺族特別年
金受給者に係るものがありましては七万二千八百
五十円に、それぞれ引き上げようとするものであ
ります。

このほか、傷病恩給等に係る扶養加給の増額等
所要の改正を行うこととしておりました。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概
要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ
さるようお願い申し上げます。

○委員長(梶原清君) 以上で趣旨説明の聴取は終
わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川仁一君 趣旨説明即質問というのは余りご
ざいませぬから、委員長、今後お考え置きを願
いたいと思います。聞いただけでどうも質問が
できるかどうかわかりませんからよろしく。

この前は大きな声を出して失礼をいたしました
た。おわびを申し上げます。

そういうわけでございますから、今までの附帯
決議等を含めた幾つかの問題について御質問を申
し上げます。

ことし、旧日赤看護看護婦と旧陸海軍看護婦に
対する慰労給付金を増額するということが、
どのような改善になっているかお知らせ願いたい

と思います。

○政府委員(石倉寛治君) お答えいたします。

平成四年度におきまして、八・五％、消費者物価指数の上昇率でございますけれども、この八・五％の上昇率を勘案いたしまして、慰労給付金の引き上げを図ったところでございます。

○小川仁一君 もう少し大きい声でこれからお願いします。

それで、軍人恩給には最低保障額というのがあります。今見ますと、年に四十七万円。一方、看護婦さんたちの最低の方は十三万円。こうなつてまいりますと、ただ増額したというだけでは私は十分な処遇にはならないと思います。そもそもこれは恩給に準ずるという形でお出しになっていいるとすれば、なぜ慰労給付金に対して最低保障額というのがないんでしょうか、お伺いします。

○政府委員(石倉寛治君) 看護婦さんに対する慰労給付金と、それから恩給等の公的年金制度とは制度の設定の趣旨を異にしておりまして、

どういう内容かといいますと、恩給につきましては所得を保障するということを基本に考えてつくられたものでありますけれども、私がお答えかりしております慰労給付金につきましては、女性の身でありながら大変な御苦労を戦地でなさった皆さん方に対する慰労をいたしますという、その御苦労に対するお金でございますために、制度の立て方が違つてございます。その点から、最低保障額というような所得の保障という考え方をとつていないわけでございます。

○小川仁一君 ここでちょっと厚生省さんをお願いします。

慰労給付金の対象としてゐるのはそれぞれ千人程度でございますが、戦地に行かれて具体的に仕事に従事された方の数、これを日赤看護婦と陸海軍看護婦別に正確にお知らせ願いたいと思います。

○説明員(村瀬松雄君) 御説明いたします。

旧日本赤十字社看護婦につきましては、昭和五十四年五月、同赤十字社作成の資料集により

【参議院】

ますれば、二万四千七百二十四人が看護婦として派遣されております。このうち一万一千三百六十八人が戦地勤務に服してあります。また、旧陸海軍看護婦につきましては、昭和五十五年に厚生省が実施いたしました旧陸海軍看護婦実態調査によりますれば一万一千五百三十八人でございまして、このうち五千九百六十二人が戦地の勤務に服しております。

○小川仁一君 厚生省、ありがとうございます。

それに対して総理府が慰労給付金として出しているのはどちらも千人ぐらいです。一割になりませんね。いろいろあるでしょうが、さっきの御説明を聞いていますと矛盾を感じるんです。恩給制度に準ずるという形で物を一方で考えながら、性格が違うと、こういう言い方をするんです。性格の違うものをなぜ準じているんですか。準じられないじゃないですか、性格が違うなら。そういうその場逃れの答弁はおやめ願いたい。

それから、こういった圧倒的多数の方が慰労給付金をいただいていないという実態をお考えになるとすれば、この問題はやっぱり御苦労なされた看護婦さん、特に女性の方でございまして、帰つてからも結婚もできなかったとかなかなか大変困つていらっしゃる方々が多いわけでございますが、官房長官、政策としてこの方々に対する何らかの慰労あるいは処遇の方法をお考えになったことが政府としてあります。また、これからお考えになる可能性はございましょうか。

○政府委員(石倉寛治君) 制度論の前段としてちよつと答弁させていただきます。

○小川仁一君 官房長官ではない、あなたは。あなたは官房長官じゃない。

○政府委員(石倉寛治君) 基本的な説明だけさせていただきます。

○小川仁一君 いや、だめだ。わざわざ来ていたでいて。何にも答弁しないであなたが答えたら、来た意味がないじゃないか。

○委員長(梶原清君) ちよつと速記をとめてください。

さい。

【速記中止】

○委員長(梶原清君) 速記を起こしてください。

まず、石倉管理室長から答弁をさせます。

○政府委員(石倉寛治君) それでは、前段を説明させていただきます。

先ほども申し上げましたように、従軍看護婦の皆さん方というのは、いわゆる兵役のない身でありながら極めて危険な地域に派遣をされまして、そういった特殊事情等長期的な御苦労に報いるという一種の道義的な立場での予算措置で対応してまいりましたために、できるだけ恩給制度を、技術的な側面を受け入れるという形で制度を仕組んでございますけれども、そういった点で所得保障でないという点をひとつ御勘案いただいて、この点を御理解いただければと思うわけでござい

○國務大臣(加藤紘一君) 小川先生御指摘のように、旧日赤看護婦及び旧陸海軍の従軍看護婦さんの問題につきましてはいろいろ御議論があることを承知いたしております。

かつて、昭和五十三年にこの問題につきまして六党合意があつた経緯もありまして、それに基づいて今対処いたしているところでございますけれども、いわゆる長期間の労苦に報いるために特別に講ずる処置ということでありまして、この期間の切り方というものはいろいろ議論があろうかと存じます。しかし、いろいろ議論の経緯があつてこの十二年というところで切らせていただいているわけでございますので、その経緯につきましてはぜひ御理解いただきたいと思います。

○小川仁一君 今後、政府の方ではこの問題について何もお考えになるという状況は今のところないわけですか。

○國務大臣(加藤紘一君) 政府といたしましては、今のところこの問題につきましては、十二年未満の方については、いろいろな御議論もあろうかと存じますし、またいわゆる軍人恩給の恩欠という問題の議論もありましたので、そういう議論が

いろいろあることは承知いたしておりますけれども、今のところ十二年未満のことにつきましては、特にこの方針を変更する準備はございません。

○小川仁一君 この給付金は、今おっしゃつた五十三年の与野党六党合意に基づいてできたもの。現在も支給されておりますが、この予算は法律に基づかない補助金であると理解してはいますが、それでよろしうございましょうか。

○政府委員(石倉寛治君) 予算措置でやつておる制度でございます。

○小川仁一君 大蔵省にお伺いしますが、補助金は法律に基づいて支出される、これが通常の形態でございます。ところが、私がちよつと調べた限りでも、旧日赤の看護婦さんや従軍看護婦さんの慰労金と同じように予算措置で、そのときの政府の政策あるいは考え方によつて出されている補助金が幾つもございまして、これは財政法にも違反しませんか。

○説明員(佐藤隆文君) 今、委員御指摘のように、補助金の中には法律に直接基づかないいわゆる予算補助というものが現実にはたくさんございまして、これは、実態的に補助の対象となる事務事業に着目いたしまして、各年度の予算編成において補助事業として認めておるといふものでございまして、財政法にもたがうところのないものでございます。

○小川仁一君 今言われたように、行政の数量の範囲内で政府の政策によつて出される予算補助金があります。単年度限りのものもあるなどいろいろの方法はあると思いますが、このような補助金というのがどんなふうに出ているか、概略、特に日赤の看護婦さんのように継続的に出ているような例があつたら二、三お示し願いたいと思ひます。

○説明員(佐藤隆文君) 現実に、法律に基づかない補助金でありまして、補助の対象となる事務事業が継続的に行われているというものにつきましては、結果として複数の年度にわたつて連続的に予算が計上されておるといふ例は必ずしも珍し

くないという事でございます。数あるそういった補助金の中で、特別の補助金を突出して例示することはいかかと思えますけれども、例えば公立学校あるいは私立学校の施設整備のための補助金であるとか、あるいは児童保護のための補助金であるとかといったものの中には、そういった形で、法律には基づかないけれども比較的長い間にわたって各年度続けて予算計上されておるといふものがございます。

○小川仁一君 大蔵省、ありがとうございます。ところで、同じ戦後補償という意味で台湾の元日本兵に対する弔慰金の支給が行われています。これはどのような法律で支給されているのでしょうか。

○政府委員(石倉寛治君) 弔慰金等業務室長も兼ねておりますので、私から答弁させていただきます。元台湾出身の日本兵の皆さんの中に、戦死をされた方、それから戦傷病で重い傷を負われたり病気をなされた方、こういう方に対して人道的見地から二百萬円の弔慰金を差し上げるといふことで遺族の方にお支払いをします。議員立法によりまして制定されたものでございます。

○小川仁一君 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律というふうにお答えいただければよかったです。どういふ法律で出ていますかとお聞きしたので、わかりました。

それで、台湾の日本兵に対する弔慰金は、一方で特別の法律をつくって支給する、これは議員立法です。それから、日赤の看護婦さんや陸海軍の従軍看護婦さんは、大党合意だけれどもこれは法律をつくらないで予算補助金で出している。今こういう形になっているわけです。台湾の方々は請求期限は、当時の決定によると昭和六十八年、国債の償還期限が昭和七十年三月末となっていますが、これは七年間の限定的なものです。ね。限定的なものに対しては法律をつくる。日赤の看護婦さんや従軍看護婦さんの方は法律をつくらないでずっと支給し、しかも三年か四年置きには増額をしている。何か法律のつくり方がちよつとおかしいじやないかなと素人考えがするわけでございます。

うがった考え方をすると、財政事情が悪くなつたら看護婦さんたちのこの給与を打ち切つても構わない、法律がないからですよ。こういう疑問を感じるわけですから、ぜひこれは立法化した方がいいのではないかと、こういうことを考えました。あるいは立法化しなかったら、対象者が生存している限りは支給する、こういう明言がいただけませんか。

○政府委員(石倉寛治君) この措置は先ほど官房長官がお話ししましたとおりでございますが、昭和五十三年の六党合意でできたという事でございまして、しかも実際に給付が始まりましたのが日赤のグループが五十四年、それから陸海軍の方々が五十六年、こういうことでございます。したがって、既にもう実績として十二年余りにもなつてございますので、一つの行政実例として定着したものと、こう考えておりまして、現在のところ法制化を考えているところではございません。

○小川仁一君 もう一つの答えは、

○政府委員(石倉寛治君) これはやはり単年度予算で措置をしているという建前がございまして、毎年毎年お支払いをするという事でございまして、既にもう高齢になられた方がぼつぼつ亡くなつておられるという事は、最後まで面倒を見させていたたいという実態を積み重ねていくわけでございます。

○小川仁一君 その最後のあたりが、積み重ねていくという実態でございましてと言つたて、来年の方は積み重ねるか重ねないか、はつきりしないわけですね。

ですから、私は、まだかなりの年数がございまして、立法化するなり、そうじゃなかったら、これは政府の政策として戦後補償の一環でございまして、亡くなられるまでは支給する。これは

方針で結構でございます。政策で結構でございますが、官房長官、その辺お話しただけでないでしようか。

○国務大臣(加藤弘一君) 今、担当者から御説明申しましたように、十二年間続いている制度でございまして、確かにそれは法制化されてない予算措置ではございませうけれども、他の制度との横並びや種々の経過等から続いているものでございまして、これが近々の将来にやめられるという事は行政的に考えられないと思つております。

したがって、法制化してはいませんが、よくばどの事情、ちよつと考えられない事情でもない限りこの制度は続けられる、この措置は続けられると思つていただいて、常識的にいいのだらうと思つております。

○小川仁一君 予算補助金については時によつて打ち切られることもあるんです、今までの例でいうと、単年度単年度の予算ですから。したがって、この方々が不安を感じて、こつと増額になるといふことがわかつていながらも、また陳情においでになる。こうなつたら、これは多い数じゃありませんよ、千人ずつですから。それから、毎年減つておられます。こういうことを考えたら、絶対心配は要らぬという明言をするか、あるいは立法化するかという事を今後考えなきゃならない問題だという形で問題を提起しておきたいと思ひます。

同時に、恩給欠格者の問題に入りますが、この前の当委員会でも恩給欠格者と、それからこの日赤の従軍看護婦の皆さんの慰労、弔慰金とのかかわりで、何とか恩給欠格者を考えられないかと、こういうことだけ問題を提起しておきました。その後御検討いただいていると思ひますし、附帯決議でも恩給欠格者の処遇について検討するように満場の皆さんの御賛成で出ている。これはどのような検討をしておられるか、お願いします。

○政府委員(高岡完治君) 先生ただいま御指摘のように、平成元年度から附帯決議をいただいております。

「恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。」という当委員会からの附帯決議をいただいております。この附帯決議を踏まえ、また、関係者の方々の御要望等も十分踏まえ、平和祈念事業特別基金に設けられております運営委員会の御意見等も徴しながら、関係者の御労苦を慰撫するという趣旨から、平成元年度におきましては、内閣総理大臣の名前の書状それから銀杯の贈呈事業を始めさせていただきます。また、その翌年の平成二年度からは、新規慰撫事業といたしまして、懐中時計でございますとか旅行券でございますとか、金員に直しまして三万円相当のそういった品の贈呈事業を行わせていただいております。でございます。

これにつきましては、実は銀杯につきましては、御請求をいただきましたもまだ数年お待ちいただかなければいかぬという様な状況でございます。それから新規慰撫事業の方につきましては、かなり高齢の方でないとお渡しすることができないという、まことに御叱正をいただいております。ところでございませうけれども、そういう事業の進捗状況なものでございまして、私どももいたしましては、当委員会の附帯決議を十分体しながら、とりあえず当面のところは、これらの高齢者の方々を対象とする事業の速やかな進捗を図つてまいりたい、こういうふうにご考慮願ひたいと思ひます。

○小川仁一君 平和祈念事業が出た後も恩欠者の処遇について検討せよという附帯決議でござい

それから、私が申し上げたのは去年ですから、やっぱり平和祈念事業が出た後です。その後にもまた恩欠者の皆さんが大勢各党にお話になられておられます。だから、あなたの言っているのは私の質問に対する正確な答弁ではないんです。私はそれを置いて聞いているんです。はつきり言つたでしょう、去年この日赤慰労給付金の問題と比較

しながら検討を頼みますと言っておきましたよと。だから、検討したかないかだけを言っておきたい、私が申し上げたことを。そこの折念事業費の方は要りません。

○政府委員(高岡完治君) 今残されております関係団体の方からの御要望といたしましては、恩欠者の方々につきましては要件緩和の問題が一番大きな問題としてあるだろうと思っております。これは、私ども総理府において検討していくことはもちろんでございますけれども、まずは直接的には平和祈念事業基金で検討していただくということで、両方で検討をさせていただいております。具体的には、基金の中では御承知のような運営委員会というものがあつたものでございますから、関係団体の方たちの御意見、それから当委員会の附帯決議、こういったものは私ども、それから基金の運営委員会等で十分検討をさせていただいておりますのでございます。

形としてお示しできるような結果になっておらないことはここに申しわけない限りではございますけれども、状況といたしましては、検討を引き続きさせていただいておるところでございます。

○小川仁一君 形として結果のことを今お聞きしているんじゃないんです。検討していただいておりますかということをお聞きしているのではありません。

ただ、検討する場所が折念事業の運営委員会じゃないんです。あれは折念事業をやるだけの運営委員会でございますから、こういう処遇問題を検討する場所ではありません。その辺混乱しておられるようですから、ぜひ混乱しないようにお願いしておきます。

委員長にお願いします。

この恩欠者の問題、去年から申し上げておきました。軍人恩給資格者が非常に大勢おられます。諸願も毎年来ております。私と同年代の者が多いために非常に涙の出る思いで聞いております。その中には、長崎でしたか、損害賠償の裁判

などを起こしたようなグループもございました。いろいろございまして、ぜひここで考え願いたいことがあるんです。

この方々に何らかの形で報いるようなことを検討してみたい、考えてみたい。そのために、私たちこの内閣委員会に各党一ないし二名による検討委員会、こういうものを設置して、軍恩の問題、この前板垣先生がお話しになった山西省の残留軍人の補償の問題、あるいはその他含めて等々を検討する小委員会を設けていただけないでしょうか。政府の方に聞きますという、平和祈念事業の運営委員会に任せている。これは公益事業団体の運営委員会でありまして、こういうものを討議する性格とは違ひます。

ただいまここで委員長に御返事をいただくつもりはございません。どうぞひとつ理事会で御検討をお願い申し上げます。そして、今まで何回も積み重ねてきた附帯決議の生かし方を内閣委員会の皆で考えてみようじゃないか。というのは、日赤の問題も六党協議ででき上がったという例もあります。私は、それぐらいのことを今の状況の中で考えてみるのが非常に大事ではないかと思つて、これは委員長にお願いをしておる次第でございます。御返事はまた後でいただきます。語つてはいただけないような。

○委員長(梶原清君) 小川先生の御提案に對しましては、理事会に諮ります。

○小川仁一君 その次に、せっかく平和祈念事業に関する事項のことで御答弁がございましたから、続いて質問いたします。

昨年の私の答弁にあるように、銀杯や書状などは法律の第二十七条に基づいたものですが、そこには何も具体的には書いてないですね、書状とも銀杯とも。第二十七条の一項五号では、「第三条の目的を達成するために必要な業務」としか書いてない。「必要な業務」の中に銀杯、書状等が出てきたんですが、どこでどうやって銀杯が出てきたんですか。

○政府委員(高岡完治君) 銀杯だとか書状をお渡

してあります法律的な根拠としては、ただいま先生御指摘のとおりでございます。

ただ、私もこの平和祈念事業基金の発足経緯、それから国会で御審議をいただきました平和祈念事業基金法等の御審議等を通じて、具体的にどういった慰籍事業を行うのか、これについてはとにかく各界各層の方々の御意見をお聞きすべし、こういうところであつたらうと思ひます。政府としてもそのように考えて対応してきたところでございます。

その理由は、申し上げるまでもなく、今次の大戦が若男女の別を問はず広く一般国民が戦争の惨禍を受けたということ、それからもう一つは、国民の負担においてこれらの慰籍事業が行われる、この二点を踏まえまして、とにかく国民の各界各層の方々の御意見、納得のいく結論を得るということの趣旨ではなかったかと理解しております。

そういった趣旨を受けまして、私どもといたしましては、具体的な慰籍事業としてどういふものやればいいのか。法律には、第二十七条におきまして一号から四号まで、御苦労についての資料の収集でございますとか、その他もろもろのことが書かれてございます。書かれておらないのが五号のいわゆる目的達成事業と一般的に言われている事業でございますが、これはいわばけたを預けられたような形になつておるものでございますから、そこでこの基金法の中には、基金の重要事項を審議する場として運営委員会というものを設けるといふ規定がございます。そこで、私どもといたしましては、この運営委員会の先生方においていろいろ御議論をいただいたということでございます。

運営委員会の委員構成につきましては、これまたいろいろな御意見がございましたが、結局十人というところで、いわゆる恩給資格者としての御経験をお持ちの方、あるいはこういった問題について御見識をお持ちの方、こういった方にもお入りをお願いしまして、そしてこの五号についての一般

慰籍事業というのを行わせていただいたわけでございます。

それで、例えば慰労品でございますとか書状というのがこの五号の規定によつて読めないかという議論ではございますが、これにつきましても、運営委員会の中には元法制局長官にもお入りをお願いしまして法制的な面からも御議論を賜つたところでございますが、決して違法と言へるような状態ではなくて、むしろこれを根拠としてできるという御見解をいただいたものでございますから、私どもとしては現在のような慰籍事業を実施させていただいておるところでございます。

○小川仁一君 違法だなんて申し上げていません。違法ではなくて、この法律に基づいてだれがお決めになつて、どういふ経緯かということを知りたかつたんです。そちらで出しておられるこういうのも私、拝見をさせていただいております。運営委員の方々の名前もわかつております。すばらしい方々だろつと思ひます。

そこで、ちよつとお聞きしたいんですが、銀杯をもらえるのは兵役三年以上の人ですね。そんなことはこの法律にはどこにも書いてない。運営委員会で討議をして決められたとは思ひますけれども、なぜ三年というのが出てくるんですか。三年しか行かないやつは役に立たなかつたということですか。そういうふうに関係する場合もあり得るわけですか。ですから、どういふ判断でこの三年というのを決められたのか、運営委員会の御議論の様子をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高岡完治君) これにつきましては、戦後処理問題懇談会というところと議論をしていただいたという経緯もございまして。

それで、具体的にはどういふふうにするかというところで、結果としては外地勤務の経験があること、それから加算年を含めて三年以上の在職年を有する人という二つの縛りをかけたわけでございます。そのかけたゆえんといひましようか、運営委員会における御議論は、先ほどもちよつと御説明申し上げましたが、戦争の惨禍と損

害というものが一般国民に広く及んだということ、それからこの慰籍事業そのものが国民の負担において行われるものであるというこの二点を念頭に置きまして議論をされました結果、いろいろの御意見、御要望等もあつたことは運営委員会において紹介をされております。

そういった今の基本的な二点を踏まえ、具体的に現行のようなこの二要件をかけることが戦争損害の公平化といえましょうか、そういった面から国民の納得の得られるところではないだろうか。戦後処理問題懇談会の御報告におきましても「公正かつ国民の納得のいく結論を得ることを望む」という一くだりが入っております。この二つの観点から現行の二要件が運営委員会において決められた。決められたといえましょうか、それでよからうというお墨つきをいただいた。形といたしましては、基金の業務方法書という、これも基金法に根拠のあるものでございますけれども、これによって定められているところでございます。

○小川仁一君 お墨つきというのはだれからもらったんですか。

○政府委員(高岡完治君) 運営委員会の方から基金の理事長に対していただいたところでございます。それで私も、当然総理府としては御相談を受けまして、これについて内閣総理大臣の認可がおりた、こういうことでございます。

○小川仁一君 運営委員会というお決めになっているようにございます。私たちは、運営委員会に対して、どういう話し合いでどうなつたかというところを、もたない人たちは知る権利があると思うんです。

したがって、その御討議の議事録を御提出願つて、それが正しいかどうか、あるいは三年以下の人たちが納得するか、こういう問題を検討してみたいと思いますから、御提出をお願いしたい。

○政府委員(高岡完治君) この運営委員会の議事につきますのは、運営委員会みずからが非公開とするという申し合わせをいたしております。

事録という形で御提出することはお許しをいただきたいと思ひます。

なお、なぜ非公開としているかというところでもございますけれども、これにつきましては、いろいろな関係者の方々がたくさんいらっしゃる、そしてまたその方々がお受けになりました被害の態様でございますとか程度でございますとか、そういったことがさまざまである、極めて多様な損害の実情になつておるといふことがございまして、恐らくいろいろな御意見が出てくるであらうというところが考えられるわけでございます。

そこで、私もいたしましては、やはりいろんな立場から自由闊達な御議論をいただかないことには、この戦後処理問題懇談会の報告でも言っておりますように、公正かつ納得のいく結論というのには得にくいのではないかとあつたふうにも考えておりましたし、運営委員会もそのあたりを考慮してみずから非公開とするという申し合わせをされたというふうな承つております。

○小川仁一君 自由闊達な議論をなされる方々を運営委員に選んでおられると思うんです。したがって、自由闊達な議論をしたやつを出されると困るという方々を人を選んではいけないと思うんです、運営委員会に。これはいつも議事録の話が出るとそういうお話が出来ますけれども、今後いろんなものをとお選びになるときは、自分の意見を言つてそれを世の中に出しても恥ずかしいかというふうな人をお選び願わないという秘密主義に陥る。

それから、もう一つ申し上げておきますが、そういう方々は実は問い詰められたり聞かれたりしますとどんな話をしていますよ、運営委員会の中身を。私はその話を知らないで聞いているんじゃないんです。委員の方々お話しなさっていますよ、知っている人の場所です。そうすると、そこに誤解が出てきてはまずいと思うから議事録をお出し願ひたい。もう一度運営委員の方々にお諮りを願ひたい、運営委員会が秘密というふうにお決めになつておられるとしたら、いろんな話が伝わって

ますよ。誤解を招きますからむしろお話をちゃんと出した方がよろしい、こういうふうにお諮りを願ひたい。よろしゅうございますか。

○政府委員(高岡完治君) ただいま先生の御意見は、私も基金の運営委員会の方に十分お伝えさせていただきます。

ただ、一言言わせていただきたいのでございませうけれども、国民の方々の知る権利とそれから審議会が本来負つておるこの問題についての答申といひましようか、そういったものを出すという、その結果としての意見の公正さというものの兼ね合ひで考えてみますと、例えばほかの審議会もいろいろ議事は非公開としている審議会も多々ございます。

それは、そういったほかの例も踏まえて、私も現行のような制度になつておると思ひますが、ただ、こういう国会におきます御議論でございまして、あるいは関係者の方々が基金なり私どもの方にお越しになりましたときには、話せる限りの範囲内のことをお話を申し上げ、誤解のないように努力をしてみたいと思ひますし、そのような努力の必要性は基金の方にも十分伝えています。

○小川仁一君 公正、納得というお話をなさいます。これはあなたが公正、納得だと理解することとが公正、納得じゃないんだ。公正、納得というのは、例えば三年以下、なぜおれはもらえないんだ、なるほどそういう理屈かと、この人たちが納得するのが公正、納得というものですよ。言葉を適当に使ひ分けて自分が納得すれば公正、納得だと思つておられるような今の審議会のあり方というのに対しては非常な疑問を呈します。

なお、審議会審議会と言ひましても、政府機関の非常に重要な機構のもともきちんと報告書を出しますよ審議会は、議事録は出さなくても。それから、かなり重要な大臣の私的機関みたいなものは出さないけれども、あとのものはみんな出していますよ。公開していますよ。何かのほせ上がらないでくださいと理事長に言つておいて

ください。

それで、言つておきますが、これはあなた方が出したもの。銀杯がある。これが従軍者ですね。単杯ですね、恩欠者。こつちはシベリアの方へくれる。何でシベリアの方が三つ重ねで恩欠者の方が一つなんですか。そういう質問をされて困るから、私は議事録を下さないと申して。あなたできますか、この答弁。何で恩欠者が一つの杯で、シベリアの人が三つ重ねなんだ。質問されて困つちやつたから、議事録を見て御答弁しようといひ私は申し上げたからさつきのようなことを言つておるんです。したがって、やっぱり議事録を出してもらわなければ、公正、納得なる答弁ができな

○政府委員(高岡完治君) 三つ重ねの問題につきましては、これは戦後強制抑留者すべてに出てくるわけではございません。そのことは先生御案内のとおりでございます。ただ、三つ重ねがいいのか、あるいは三つ重ねがなぜ恩欠者の方々に出ないのか、これはいろいろ御議論があるだろうと思ひます。ですから、これはやはりどこか皆様の方の納得のしていただく線で引かざるを得ませんし、そしてその線についても今先生のお話のよう、これはおかしいじゃないかという御議論も当然あるだろうと思ひます。

私もいたしましては、そういった御議論も十分踏まえながら、とにかく運営委員会なり基金なり、私どもの総理府の担当室におきましてやり考えていきたいというふうには思つております。

○小川仁一君 聞かれて困るから私は聞いておるんだよ、あなたへ。こんなものを出さなきゃいいんだよ。麗々しく出すから、見た人が、おれの方は杯一つだ、あつちの人は三つ重ねだ。不思議を立てるでしょうよ、同じように苦労してきたといつたら、シベリアの分一つ足したつていいんだけれども、あと一つは何だかという話になつていくわけだ。だから、まじめに審議しておられる。あなたは

公正納得、公正納得でこまかして行けるけれども、そんなこまかしはだめですよ。議事録を出してください。運営委員会の議事録が国家の秘密事項でもあるまいし、杯二つや一つの話で秘密にしなきゃならないという話はない。これは官房長官の御意見と総務庁長官の御意見を、こういう問題のことに付いて、三つ重ねの問題じゃありませんよ。議事録の公開が本当にだめなものかどうか、政府関係者からのお考えがありましたらお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(加藤紘一君) 御議論をいろいろ伺ひいたしましたけれども、この問題はいろいろな運動の経緯がございます。戦後未処理の問題につきまして、シベリア抑留、在外財産、それからいわゆる恩欠、この間でいろいろな運動があり、いろいろな経緯があつた中で、いろいろなことが決まっていくなかでございまして、そういう中で、今後の運営をどうしようにしたら、それぞれの人の心情をある程度まで納得してもらへるかというのを含めて運営委員会で議論されているのだらうと思ひます。

それで、運営委員会の人選につきましても、かなり長い経緯があつた中で決まってきたことも存じておりますけれども、その運営委員会の中で本当に率直にどうしたらみんな、限られた予算措置、限られた財源の中で基金の気持ち、国の気持ち、また広く国民の気持ちが変わるかを率直に議論し合つていくことだらうと思ひます。

ですから、議事録を公開した方がより綿密な国民の納得がいくような方向になるのか、それともある程度公開はしないという中で率直に話し合つた方がコンセンサスというものがとりやすくなるのか、それはなかなか難しい議論ではないかなと思ひます。今審議官申しましたように、小川先生の意向を運営委員会の方に伝えるということでは御納得いただけないか、また、運営委員会の中でその公開問題については議論してもらおうというこゝでいかかかと存じております。

題にも在外引揚者の問題にもかかわつてきましたから経過は知つていらっしゃるつもりであります。それぞれの御配慮がそれぞれの方にいつてゐることもわかつております。

ただ、問題は、恩欠者で言えば三年未満の人です。もちろん恩給法でもはねられております。銀杯や書状でもはねられております。これは二重の差別です。やっぱりこの人たちはかなりの人数いるんです。なぜおれたちには来ないんですかと。そして、これを見せられては、一つ重ねの杯かというふうなことも考えながら、納得というのは不満を持つ人の納得ですよ、十人ばかり集まつた運営委員の納得じゃありませんよ。その納得の仕方の場所を変えてくださいよ。今、年齢的に言いますと、もう何年もない人たちがですよ、こんなことを言ううと大変失礼ですけども、私の同年を含めて、何十年なんて生きる人はいないんです。その人たちが不満を持って死んでいくということを考へてみたら、せめて今からでも運営委員会で三年未満の方々にも銀杯を出すとか、あるいはそれがだめだつたらせめて議事録を見せていただいて、こういう討論でだめだつたんだということを理解させてやるということが非常に大事じゃないでしょうか。

自民党さんでも、例えば私と同じ県の小沢一郎さんが幹事長をしているところは、はつきりと意見書を出しておりますよ。当時の総務会長やその他の皆さんとともに、平和祈念事業特別基金に対する出資枠を現行の二百億から四百億に拡大する、こういうたような意見を出している。書状・銀杯事業に加え、基金果実に対する新規の恩欠者慰籍事業を開始する。事業の内容は、基金の運営委員会で検討するものとし、政府はその結果を尊重する。こういつて自民党の方も言つていらつしやる。こゝまでみんなが配慮しているんだつたら隠す必要はないと思ひます。

この問題は、出す出さないは時間がありませんからこれ以上言いませんけれども、こういう問題も含めてやっぱり検討委員会として、先ほどお願

いした検討委員会をぜひおやり願ひたいというのを委員長に重ねてお願いを申し上げておきます。

次に、時間も迫つてまいりましたから週休二日制問題に入らせていただきます。

この実施については、何か明日閣議決定がされるというふうなうきさされておりますが、法律案はいつごろ国会に出されるでしょうか。

○国務大臣(岩崎純三君) 国家公務員の完全週休二日制につきましては、昨年の八月、人事院勧告を受けました。これを踏まえまして検討をいたしました結果、昨年十二月、平成四年度のできるだけ早い機会に実施することという閣議の決定をいたしましたところでございます。この方針に沿ひまして完全週休二日制を速やかに実施できますよう法案を作成いたし、早く国会に御提出を申し上げていきたい、こう考へておるところでございます。

ただ、実施時期につきましては、国会における法案審議、また広報の準備、さらには国民に対する周知期間等々がございまして、こうした一連の段階を経なければなりません。したがつて、現在の段階におきましてはいつから実施するのかわ定的なことを申し上げる残念ながら状況にはない、こういつたことでございます。

総務庁といたしましては、閣議決定に基づきまして平成四年度のできるだけ早い時期に実施できまするよう最善の努力をいたしてまいりたい、かように考へております。

○小川仁一君 何か、実施時期を政令で決められるというふうなお話も承つておりますが、それで各省庁ごとに実施時期が変わるような状況はございませんでしょうか。

○政府委員(山田肇司君) ただいまのお話に出ました昨年十二月二十七日の閣議決定におきましては、原則としてすべての職種を一体として完全週休二日制を実施することが適当であるという判断に基づいて閣議決定がされておまして、現在この趣旨に沿つて法案の準備をしておるところでござい

まいして、職種によつて実施時期に差をつけるというふうなことは今のところ考へておりません。

○小川仁一君 省庁ごとに差がないということをお願いをいたしました。

この週休二日制の法律、これも人事院勧告を含めた基本的原則は公務員が対象になっておりまして、土曜休日、週四十時間勤務、これが原則ですね。

○政府委員(山田肇司君) そのとおりでございます。

○小川仁一君 土曜日出勤させて後からまとめどりをするというふうな方式は考へておられませんか。土曜日に出勤させて後からまとめて三日分とか四日分とするというふうな方式は考へていませんね。

○政府委員(山田肇司君) 代休制度というのがございまして、日曜日などに出勤した場合に、別の日に休むという制度はございまして、完全週休二日制の関係で、土曜日に休まないかわりにまとめどりするということにつきましては、現在文部省におきましては学校の先生、そういった場合についてあるようございまして、一般のいわゆる官公庁勤務と言つておりますけれども、普通の何といひますか、交代制勤務でないようなそういう職場についてはそういうことは考へておりません。

○小川仁一君 学校の先生というのは公務員じゃありませんか。

○政府委員(山田肇司君) 学校の先生につきましては現在……

○小川仁一君 いや、公務員であるかどうかを聞いていただけです。

○政府委員(山田肇司君) もちろん公務員でございます。

○小川仁一君 公務員だね。

○政府委員(山田肇司君) 公立学校の先生は公務員でございます、国立と公立はですね。

○小川仁一君 すると、先ほど申し上げた原則は

適用になりますね。

○政府委員(山田警司君) 学校の教員につきましては、学校週五日制の検討との関係で、土曜日に学校を休むことについてまだ議論がされている段階でございます。これがはつきり決まりましたから教員の勤務時間をどうするかということが決まってくるというふうに考えております。

○小川仁一君 省庁別に差がないとさつきおっしゃいましたのは、うそでございますね。

○政府委員(山田警司君) 原則として、月曜日から金曜日まで勤務時間を割り振るということと、そうでない場合についても、一週間の勤務時間を都合四十時間にすることについて例外がないということでございます。

厳密に申し上げますと、船員等について若干の例外もあるわけですが、そういう特別な場合を除けば、一般的に言えば原則として月曜日から金曜までの勤務、そうでない場合、交代制等の職員についても週四十時間勤務制になる、こういうことでございます。

○小川仁一君 そういう変則勤務の場合の代償措置とか、あるいは何かの方式を別途考えるんですか。

○政府委員(山田警司君) それは特に考えておりません。

今の週四十時間も、職種によって一番長い期間でいけば、一年間を平均すれば一般の公務員と同じように週四十時間勤務になっているというところで、公務員の間の公平が保たれるというふうに考えております。

○小川仁一君 では、いろいろ面倒なようですから、法律が出てからじっくりやりましょう。人事院の勧告、原則、公務員対象、そういうことをきっちりお考えになってやらないと、例えば学校では、事務系の職員は土曜日休み、もしかしあなただけが出てくるような矛盾が出ますから、その辺はきっちり配慮して実行するようにお願いをしておきます。

以上で終わります。

○委員長(梶原清君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、小川仁一君が委員を辞任され、その補欠として篠崎年子君が選任されました。

○正敏君 法案の内容に入ります前に、国政調査に關します私の資料要求について外務省の方に確かめておきたい点が二点ございます。

まず一点目は、三月三日に外務省の情報調査局情報課発行になる国際関係情報、二月四日から三月三日分のリストの一覽表の資料提出を要求しましたが、今日まで回答がありませんので、ここで御回答願います。

○説明員(吉原修君) お答えいたします。

国際関係情報は、国際情勢に關する外務省の情報を取りまとめた資料の一部を、外部の方々の御参考に供するため試験的に提供してきたものでございます。今回は、昨年八月のソ連情勢の急変をきっかけとしたしまして提供を始めたけれども、現在情勢が一段落したこともございまして、今後どのような形で実施していくかについて検討中でございます。したがって、これまでの情報提供はあくまで試行ということで行ってきたものでございまして、御要望の資料提出については、恐縮でございますが、差し控えていただきたいと思います。

○正敏君 リストの一覽表を提出していただいて、それを見て読みたい資料を再度資料要求すると、そういうことをお願いしてきたはずなんです。題名を書いたリストの一覽表提出もできないという資料は今後出さないかもしれないということですか。

○説明員(吉原修君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、今回、昨年の八月から始めました情報提供につきましては、ソ連情勢の急変というのがきっかけでございました。この情勢については一段落しつつあるということもあって、今後どのような形で実施していくかについて検討を進めていくところでございます。

○正敏君 もう一点資料要求して回答が得られないのがありますが、ことしになりましてから、アメリカの国防総省が湾岸戦争の戦費の内訳というものを発表したということでもあります。これは外務省が当然重要な資料ですから入手をしているはずなので、その提出方を一カ月以上求めてきているところでありまして、今日まで回答がありませんので、ここで御回答願います。

○説明員(田中信明君) 先生ただいま御指摘の資料は、一九九一年ペルシャ湾岸紛争補正権限等法に基づいて、米国の行政府が議会に対して提出した報告書のことと思われまします。もちろん外務省としては同報告書を手に入れています。この報告書の性格でございますが、米国の行政府が議会に対して提出した、こういう性格のものでございまして、これまで外務省から資料として提出することを差し控えていただいたものでございまして、

○正敏君 湾岸戦争に關しましては、日本からも増税をして費用の支出がなされているところでもあります。私も反対をいたしましたけれども、通つて支出をされました。そういう意味で、国民もこれはどのように使われたのか関心があるし、知る権利があると思ひます。

国会議員としては、その資料を読んで、今後の国政調査に、そして質疑にそれを生かすかなければならない重要な資料でありますので、ぜひ提出をしていただきたいと思いますけれども、再度お願いをしますが、いかがですか。

○説明員(田中信明君) 私ども湾岸の平和回復活動にかかわる経費につきましては、GCC基金、湾岸平和基金というのがございますが、ここからしかるべき段階で報告が来るような形になっております。その報告を踏まえまして、国会の方に対してきちんとした形で御報告申し上げる、こういう仕組みになっておりまして、その旨ずつと御説

明してきているところでございます。

○正敏君 では、その機会が参りましたら提出をしていただきたいと思います。

恩給法について質問をいたします。

まず、一九二三年、大正十二年に行われました恩給法が一九四六年、昭和二十一年に一たん停止をされたわけがありますが、この停止をされるまでの恩給法におきましては、当然支給対象者に朝鮮半島など当時の植民地の人たちが含まれていたと考えられるのですが、そうでしょうか。

○政府委員(新野博君) 日本の公務員として勤務しておりました日本国籍を持つ方々につきましては、当然のことながら、そのおっしゃいます大正十二年の法律が適用されておつた時期というのは平和条約の発効までの間ということでございます。

○正敏君 一九四五年にGHQの覚書が出されて恩給は一時停止をされたわけでありましてけれども、この覚書の内容をちよつとつかいつまんで見てみますと、「現在の惨憺たる窮境をもちたした最大の責任者たる軍国主義者が、他の犠牲者において極めて特權的な取り扱いを受けるがごとき制度は廃止されなければならない」などと書いてありまして、また、「誤解のないように力説するが、私は、老人、寡婦、孤兒から生活の資を奪うといつては軍人の遺族であるがために、一般国民中困窮している人々と比べて差別的に優遇される制度を排除するだけのことである」と、このような指摘が覚書の内容の中心的部分だと思ひますけれども、私も家族が戦死しておりますので、以前家庭として恩給をもらつておりましたけれども、このGHQの覚書の内容を受けて、恩給が一時停止になったということについて、当時のことを振り返られて、総務庁長官は今どのような考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○国務大臣(岩崎純三君) 終戦直後の我が国のあの当時の現況、それからまさにGHQの施政権下にあった、こうした状況の中で、今、先生からお

話のございましたGHQの覚書に基づきまして、旧軍人にかかわる恩給を原則として停止せざるを得なかった。そうした状況は当時の為政者にとりましてはやむを得なかった措置ではなからうか。GHQオナリーという我が国の状況をかんがみれば、まさにやむを得ない選択ではなかったか、このように考えております。

○飯正敏君 それで、また恩給法が復活をするわけでありまされども、その復活のとき、一九五二年、昭和二十七年のサンフランシスコ条約によって、朝鮮半島など旧植民地出身者の人たちはこの条約によって日本国籍を失いまして、そして在日の外国人として日本に住み続ける人たちが大勢出られたわけでありまされども、この人たちが恩給法の支給対象者から除外されることになったと、こういう事実認識でよろしいでしょうか。

○政府委員(新野博君) 恩給法の第九条にいわゆる国籍要件というのがございますが、これは、実は大正十二年の恩給法の制定以来今日に至るまで、恩給制度の基本的な約束事の一つとなっておりまされども、このように、日本国籍の保持を恩給受給権の付与及び存続の要件としておりますのは、公務員と国との特殊な関係に立脚した公務員年金制度であるという恩給の沿革ないし性格に由来するものであるということでございます。

先ほど先生お尋ねの、日本軍人として勤務した朝鮮あるいは台湾の出身者の恩給法上の取り扱いでございますけれども、日本国籍を有していた限りにおいては一般の日本人と同じ扱いをしておりたわけでございますが、昭和二十七年のサンフランシスコ平和条約の発効によりまして、朝鮮及び台湾が日本の領土から分離をされた次第でございます。これに伴いましてこれらの方々には日本の国籍を喪失したということでございます。それで、先ほど御説明しました恩給を受ける権利、いわゆる国籍条項によりまして、国籍を失いたるときは恩給の権利が消滅するというところで、その措置をとったわけでございます。これは先ほど

も御説明しましたように、恩給制度の基本的性格からきておるものでございまして、やむを得ないものと考えておる次第でございます。

○飯正敏君 国際人権規約B規約の二十六条について外務省に見解をお尋ねしたいのですが、ちょっと読みますが、

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

国際人権規約B規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約第二十六条であります。この規約の精神に立つて考えてみますと、私は在日の外国人の人たちに対しても恩給は支給されるべきである、このような認識を持っております。

まず一点聞きますけれども、一九八九年の四月の三日に国連の規約人権委員会は、イブラヒム・ゲイエほか七百四十二名のフランス陸軍のセネガル人退役軍人が、この規約二十六条違反であるとしてフランスを訴えた件について見解を採択しました。フランスにおいて、フランス人であれセネガル人であれ、フランス陸軍の退役軍人は、かつては年金が平等に支給されておりました。一九六〇年のセネガル独立後も変更はなかったのに、一九七四年十二月の立法でセネガル人を別異に扱うことが決められてしまった。二十六条において、国籍は「他の地位」に該当するものであるが、規約人権委員会は次のような見解を出している。「年金は国籍の故に支給されるのではなく過去においてなされた軍務の故にセネガル人の退役軍人に支給されるものであるという点である。」「フランス人と同じ条件でフランス陸軍で軍務に服してきた、したがって、「セネガルの独立後はフランス国籍でなくセネガル国籍となったが、その後も十四年

間は年金に關しフランス人と同様に扱われてきた。国籍の変更はそれ自体異別の取扱いを正当化する根拠とはなり得ない。何故ならば年金支給の根拠は軍務を提供したことにあるのであり、セネガル人フランス人も提供した軍務は同じであるからである。」「このような内容の国連の規約人権委員会のものが出てくるわけですが、これについて外務省の方から見解をお述べ願います。

○説明員(吉澤裕君) ただいま御質問ございました。国連のB規約人権委員会がフランスのセネガル人の年金問題について示した判断でございますけれども、これは国連文書、具体的には市民的及び政治的権利に関する国際規約、B規約と申しておりますけれども、第四十五条に基づきまして国連の総会に提出されましたB規約人権委員会の八九年の年次報告書によりまして、概要は今先生から御指摘がありましたような内容でございます。フランス政府は一九七四年の法律により一九七五年以降セネガル人に対する年金の水準を凍結いたしました。一九八五年十月十二日に、セネガル独立前にフランス軍に従軍した七百四十三名のセネガル人国籍の退役兵士が、フランス政府がフランス人と異なる扱いをしたのはB規約第二十六条に対する差別であるとしたしまして、B規約人権委員会に通報の手續をとったものでございます。

それで、八九年の四月三日にB規約人権委員会が、フランスはB規約の第二条に基づきまして、救済のための効果的措置をとる義務を負うという判断を示したわけでございます。B規約人権委員会は、その際にセネガルの独立によって兵士の国籍がフランスからセネガルに変わったこと、アフリカ諸国にいる退役兵士やその家族をフランス当局が確認するのは困難であるということ、それからフランスと旧植民地とは経済的、財政的、社会的状況が異なると、こういったようなフランス政府の主張を検討した上で、本件のケースでは、これを理由として扱いに差異を設けることは、合理的かつ客観的な基準に基づくものとは言えないとしたしまして、B規約第二十六条に禁止

する差別を構成するという判断を下したものでいうふうに承知いたしております。

○飯正敏君 この件について、総務庁はどのような考えになられますか。

○政府委員(新野博君) B規約の二十六条の、法律の前に平等であるということにつきましては、合理的かつ客観的な差を設けるということ必ずしも排除するものではないというのが国際社会の解釈であると聞いております。

ところで、恩給制度におきまして、日本国籍の保持を恩給権の付与及び存続の要件にしておりますのは、先ほど申し上げましたように、公務員と国との特殊な関係に立脚した公務員年金制度であるという恩給の沿革ないし性格に由来するものでありまして、それ自体合理性を持つものであると考えているところであります。

○飯正敏君 アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツの欧米各国の軍人に対する年金支給の実情であります。この各国においては、自国民に対する取り扱いとの差異、フランス及びドイツが外国人元兵士等に対し支給している年金等の金額、種類は、自国民に対して支給しているものよりも少なく、取り扱い上差異はある。また、米国の第二次大戦中のフィリピン連邦政府軍構成員及びフィリピン偵察部隊に対して支給している年金等の金額、種類も自国民に対して支給しているものよりも少ない。つまり、フランスのこの問題につきましては、金額の差異があるということでも訴えが起されておるわけでございますけれども、しかし、欧米の今言いましたアメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツなどにおきましては、すべて国籍の有無を問わず兵役に服した軍人に対して年金または一時金が支給されているところでありまして、この事実関係は外務省として確認できますでしょうか。

○説明員(吉澤裕君) 突然のお尋ねでございますので、今の点につきましては外務省として今お答えできませんけれども、また、追って必要があれば確認してお答えするようにいたしますと思いま

す。
○ 眞正敬者 これは、外務省がつくった資料を私が読んだので間違いないのであります。外務省の方で一九八二年、昭和五十七年に作成をされた資料にそのように書いてございます。

総務庁の方にお聞きをしますが、このような実情なのでありますけれども、我が国は違ふということなんです、いかがなものでしょうか。

○ 政府委員(新野博君) これは、繰り返しの御説明になって恐縮でございますけれども、恩給というものは、公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合、また公務による傷病のために退職した場合、または公務のために死亡した場合におきまして、国が公務員との特殊な関係に基づきまして、使用者として、公務員またはその遺族に給付するものでございまして、国家補償的性格を有する年金制度であると意義づけるところでござい

す。
そういうような意味合いにおきまして、この特殊な関係に基づいて、日本国籍というものが大正十二年の法制以来基本的な約束ごととして定められておるものでございまして、そうした形の運用というものについては合理的な理由があるものであるという理解をいたしております。

○ 眞正敬者 岩崎総務庁長官に、大臣として、今ほど私が幾つか挙げました例に基づいて、どのようにお考えか、率直にお述べをいただきたいと思

います。
○ 国務大臣(岩崎純三君) ただいま局長から答弁のございましたとおり、我が国の法律としてはそのように規定されております。

国籍を失ったときには恩給を受給するその権利を失権する、それが法の根底にあるわけでござい

ますので、ただいま眞正敬先生、アメリカ、フランス、イギリス等々の例を引かれて、日本とは大分違ふんじやなかろうか。外務省からその詳細について答弁をいただいておりますけれども、承知することはできませんけれども、ただ、我が国の法律としては、恩給の原点がそこにある、国籍の

有無にかんあると、こういうことでござい

ますので、国籍を失ったときには恩給の受給権が失効する。残念ながらそうした状況にあると申し上げざるを得ないところでござい

ます。
○ 眞正敬者 法律がそうなっているもので、残念だけれど仕方がないのだというようにお聞きしたたか

ったのではないかと、国連の規約、また欧米諸外国の実情、実例、こういうものに照らして考えてみた場合に、我が国だけが国際社会の中で恥ずかしい処置であつてはいけ

ないかと、この法律の内容、支給の実情がよくないのではないか、こういうことについて御見解を承つて

いるわけであり

ます。
法律のとおりに支給されているのは当然のことであつて、その法律がよくないのではないかと、それをどう思

うかというふうにお聞きをしておりますところ

です。もう一度お答えください、大臣。
○ 国務大臣(岩崎純三君) まず事務局から。

○ 政府委員(新野博君) 外国の法制につきましては、外務省の方から詳しく私たちが勉強せねばい

けないわけですが、例えこれら外国では、いわば外交交渉の形の条約などの中で、そういう措置をとることを取り決めるものもあると聞

いてお

いてお

いてお

いてお

いてお

いてお

いてお

いてお

いてお

いてお

いてお

いてお

いてお

度とのバランスといったものを考えたわけではございまして、その考えたゆえんは、これも先ほど来からたびたび御答弁申し上げておりますように、国民がひとしく戦争の惨禍というものは受けたところであるということ。それから第二点は、それがまた国民の負担において行われるものである。そのためにはやはり国民の皆様の御納得をいただけるような内容にしなければならぬ。

そういった二点を踏まえて考えてみますと、やはりその他の制度でいろいろ設けておられます制度の内容と余りバランスのとれないことをするというわけにもいかないだろう。私どもの制度は発給法等それなりにいろいろと国籍事項を決めておられますけれども、その事情といえども、理由というものはあるわけでございますけれども、一般の国民の方々にそういった制度が相当なじんできておる。戦後数十年にわたってそういう制度がなじんできているという、その事実の重みというものを考えてみると、一番最後に走り出す私も平和祈念事業基金においては、その制度を一つの手がかりとして対象を決めさせていただくというのがいいのではないかと、四十四条に御案内のような国籍事項が入っているような次第でございます。

○正敏君 一番古い法律である恩給法において国籍事項でもらえないようになっていたのに、後発の一番最後の平和祈念事業特別基金の方がそれを飛び越えて出すと、こういうわけにはいかないかと、大体このような趣旨のお答えだったと思うんですけれども、しかし後からであろうと古いものであろうと、いずれにせよ、同じように日本の旧軍人として仕事をされた人たちに對するさまざまな慰労や慰籍、こういうものをあらわすときにはそのような国籍によって差別をするということがあってはいけないのではないかと。これは欧米諸外国においては、先ほど申しましたように差異がつけられている国もある。全く同一の国もございす。その差異がつけられている国について裁判

どが行われたりして、何とかしなければならぬのではないかと、いやこの差異は合理的であるというふうな、そういう議論のレベルになっているわけでありす。

ところが、我が国においては差異ではなくてゼロと、全く切り捨てられているわけでありまして、これは先ほど恩給局長の方から再三、差別ではなくて合理的な、これは何と言われましたか、範囲である、許されている合理的な範囲である、こういうお答えを繰り返したいておるわけですが、私には在日外国人に對する重大な差別なのではないか、こう思うのですが、もう一度、国際社会の中で名譽ある地位を占めなければならぬ我が国に於いて、このようなことではないのかという視点に立つて、もう一度恩給支給の責任者である総務庁長官、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(岩崎純三君) 局長から再三にわたって、我が国恩給制度の仕組み等々についてお話を申し上げたところでございす。他の諸外国の例を引かれ、我が国として現行恩給制度について見直す必要はないかという先生の御提言ではございすけれども、基本的に国籍を失った者は恩給の受給権が失格するという法が根底にあるわけでございます。現在のところその仕組みを直す考え方には至っておりませんし、また、もしそのようなことになると、波及するものもある問題、そしてまた外国にもバランスのとれているところもある、アンバランスなところもあるというところでございす。線引きの難しさ等々もございまして大変な問題であろうと考えており、現行におきましては国籍を失いたる者、この者につきましては恩給の受給権が失効するという答弁を超えるわけにはまいりませんので、御理解をいただきたい、かように思ひます。

○正敏君 他のもろもろの法との整合性云々というふうなことにつきまして、これから幾つか具体例を挙げ、この国籍事項の不当性を指摘したいと思ひますが、まず、日本国憲法十四條には、

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。」この書かれております。憲法十四條は在日外国人に對する法のものと平等について、日本国民と同様、平等な権利を保障しているものと考えるものですが、その理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(新野博君) 憲法の解釈そのものを私がするわけにはまいりませんけれども、すべての国民は法のもとに平等という場合につきまして、これも絶対的な平等を保障したものではないと、合理的な理由のない差別を禁止したものである、というふうな理解ができることではないかと、この場合にも事柄の性質に応じまして、合理的と認められる差別的な取り扱いということをして憲法の条項が禁ずるものではないというふうな理解をいたしておることでございす。

○正敏君 この憲法十四條と恩給法九條一項三號の国籍事項とは真つ向から衝突するものであると私は考えるものであります。したがって、憲法に従つて恩給法の国籍事項は削除すべきである、このように考えているということとをまず一点申し上げておきたいと思ひます。

次に、一九八二年、昭和五十七年に国連難民条約を我が国は批准をしました。そして、その後国民年金につきましては在日外国人にも支給されることになりました。

これは、事実關係などについて厚生省の方にまず確かめたいのでお願いをいたしますが、日本が一九八二年に難民条約を批准したことに伴い、同条約の求める社会保障についての内国民待遇ということによつて国民年金その他の社会保障が在日外国人にも適用されることになった、この間の経緯を御説明願ひたいんですが、まず第一には、なぜ国籍事項というものがあつたのか、そして、なぜこの条項を削除することになったのか、この二点について説明してください。

○説明員(澤村宏君) ただいま難民条約の批准に際して国民年金法等、社会保障關係の国籍事項につきまして、それがもととなぜ存在したのか、またなぜ廃止したのかというお尋ねでございす。が、国民年金法等につきましては、ある程度長期的な所得保障を担う社会保障制度として創設されたこと等にかんがみまして、日本国民のみが適用の対象とされたところではないかと。難民条約の加入に際しまして、必要な国内法上の手当てについて外務省を中心として検討が行われました結果、留保なく加入するためには同条約第二十四條に定める社会保障に關する内国民待遇を実現する必要がありまして、また、他の外国人とのバランスも考慮する必要があつたことから国民年金法等の国籍要件を撤廃した、という経緯になつております。

○正敏君 国民年金等においては在日外国人にも支給されるように国連の条約を批准をしたという、そのことによつてこのように行われるようになった、そういうふうな簡単に理解してよろしいのですか。

○説明員(澤村宏君) そのようでございます。

○正敏君 であるならば、現在の恩給法の規定に国籍事項があるというのを絶対視し、これが今まで戦前から、途中中断をしながらずっと続いてきた法律であり、国民にもなじんでいるなどというふうな理由によつて、この条項をこのまま墨守し続けたいというもので決してない、私はこのように確信をするものであります。

それで、今この例を一点挙げまして、次の例を挙げた後に総務庁長官にもう一度御所見を承りますので、よく考えておいていただきたいと思います。

外務省にお尋ねいたしますが、一九九一年十二月に国連へ報告書を提出しております。「市民的及び政治的權利に關する國際規約第四十條一(ハ)に基づく第三回報告書」、こういう題の報告がなされております。この報告の中の算用数字の3と書いてございす「外国人の地位、權利」、それから4と、こうありまして、全部読みますと長いので、

ちよつと重要な部分だけ抜き読みをしますが、「近年、我が国において外国人の人權との関係で問題とされる主要な事案は以下のとおりである。」(a)としまして「在日韓国人・朝鮮人」の例、こういうふうに書いてございまして、その(1)として「指紋押捺、外国人登録証携帶義務、永住許可、再入国許可、退去強制、こういう例が挙げられております。そして、これが数ページにわたって報告されておまして、次に「公務員への採用」という項目がありまして、ここでもまたかなりの行数指摘をされております。三番目に、「公立学校教員への採用、公立学校への就学、育英奨学金、韓国・朝鮮人学校の取扱い、課外における韓国・朝鮮語、韓国・朝鮮文化等の学習」、こういう項目で二ページぐらいた述べられて、問題点が指摘されておまして、四番目に「労働条件、就職差別に関する対策」、こういうことが四つの問題点として分けて報告をされておるところでございます。

しかし、この国連報告の中には、在日外国人への恩給などが支給されていない問題で、現に日本国内で裁判にもなっている、私はこれは重要な差別である、人權問題であると考えておりますが、ともかくこういう裁判にまでなっているような問題が、この国連の報告書の中に一切載せられていない理由は何なのか御説明ください。

○説明員(吉澤裕君) 御指摘の報告書は、人權規約B規約の第四十条の1の(b)という規定に基づきまして、この規定は「この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告」を国連の方に提出するという規定でございましてけれども、この規定に基づきまして、先生御指摘のように昨年の十二月十六日に国連に提出したものでございまして、これは、このような報告書では三回目にあたるものでございます。大体五年置きにこういう報告書を提出することになっておりまして、今回が三回目の提出でございまして、前回提出いたしました第二回の報告書におきま

しては、B規約の規定に関連する我が国の法制度に関する説明が中心となっておりまして、この第二回の報告書につきましては、B規約人權委員会の審査におきまして、法制度の説明のみでなく、法令の実際の運用でございまして、本件規約において認められる権利の実現につきましても措置等につきましても多くの質問がなされたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今度、第三回目の報告書を作成いたします際には、前回の報告書の審査におきまして、審査の際に委員の方から質問があった点を中心といたしまして、なるべく現実の問題点、あるいは実態といったことも報告書に載せるように努めたものでございまして、在日韓国・朝鮮人の問題につきましても前回の報告書には全く記述はなかったわけですが、今回の報告書におきましては、前回の報告書の審査において質問のあった点を中心に記述することとしたものでございまして、そうしたことで、先生の御指摘の問題は載せていないということでございます。在日韓国人の問題につきましては、今御指摘のありましたとおり、指紋押捺、外国人登録証携帶義務の問題、永住許可、再入国許可、退去強制の問題、公務員への採用の問題、公立学校への就学の問題、韓国・朝鮮人学校の取扱い等の問題、労働条件、就職差別に関する対策の問題を記述させていただいたところでございます。

○正敏君 ちよつと答弁になっていないように感ずるんですが、第二回に比べると第三回のときにはいろいろな問題を載せるようになったというところを今御説明になったわけですが、そのことはわかりましたけれども、その中で恩給法などの国籍条項の問題で裁判などにもなっているし、またいろいろな運動が起こっている、そういう実情であります。そのことについての記述をなされなかったのはなぜかと質問しているわけですので、その点についてもと率直にお答え願いたいと思

います。つまり、日本国内の人權の問題として、国連に

報告するほどの大きな問題ではないというふうな、この報告書を書いた時点では思ったというふうなことなのか、それとも何か別の意図があつたわけと落としたのか、そのようなことを説明していただければよろしいので、第二回から見ると、第三回は大部分よくなつておるといふようなことを御説明いただきたかつたわけではありません。

○説明員(吉澤裕君) ただいま御説明いたそうといたしましたことは、今回の報告書におきましては、第二回の報告書の審査におきまして各委員から出されました質問事項、指摘事項、こういうものを中心に記述しようとしたものでございまして、第二回の審査の際に、指紋押捺の問題でございまして、外国人登録の問題でございまして、学校の教員への採用の問題でございまして、今度の報告書に載せましたような問題を中心として論じられましたので、それを記述したということでございます。恩給法の問題につきましては、殊に前回の審査の際には問題となつていなかったこともございまして、今回の報告書には載せていないということを御説明申し上げようとした次第でございます。

○正敏君 ぜひ載せていただきたかつたと、この思ふわけでありまして、それで、ことしの三月五日の衆議院予算委員会におきまして、この軍人恩給などの国籍条項の問題について質疑が行われました。渡辺外務大臣からは、国際社会の中で恥ずかしいというようにした。それから人道的立場から、片方は恩恵があり、片方は何もないというのはおかしいというの、これもだと思わないこともない。事実関係を総ざらいて改めて検討したい、このような答弁が行われております。

さらに、山下厚生大臣からは、戦後半世紀たつて、戦後処理のはざまに置かれた人があるならば遺憾なことだ、今後勉強して返事をしたい、こういう答弁があつたわけですが、先ほどからる指摘をしてみたい。特に、私は今回のきようの質問では、国際社会の中にあつて、名譽

ある地位を占めたいという我が国と我が国民の願ひというものを、そういう立場から国連の規約や指摘というものを、こういうものを受けて、我が国の恩給法などの国籍条項の見直しというものが今必要になつていないのか、こういう観点、観点から質問をしてきたわけでありまして、繰返しお願いをしておりますが、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。大臣の御所見をお願いいたします。

○政府委員(新野博君) まず、社会保障というお話が先ほどございましたけれども、恩給というのは、国が公務員との特殊な関係に基づきまして、使用者として公務員またはその遺族に給付するという国家補償的性格を有する年金制度であるという御説明をしておるわけでございまして、したがって、相互扶助の精神に基づきまして一定の拠出を行ひまして、保険数理の原則によつて運営されております社会保険とか、あるいは資産その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する者に対して最低生活を保障する公的扶助とは、その考え方について相違がある点は御理解をいただきたいと思います。

また、恩給制度は、御案内のように昭和三十四年に共済制度に公務員の関係は移行しております。現在の制度そのものは新規の参入者はいないというところである。言うなれば、従来のそれまでの古い文官の方とか軍人の方を処遇しておるものであるという点も御理解をいただいております。

○正敏君 大臣。

○国務大臣(岩崎純三君) 今、恩給の性格につきましては局長から答弁のあつたところでございまして、さらに加えますと、対象者の大部分が旧軍人という特殊な職務に服した者やその遺族であつて、極めて高齢であること、また対象者が原則として既裁定者であり、新規参入者が少ないこと等々もその中に含まれておるわけでございまして、渡辺外務大臣並びに山下厚生大臣が答弁されたそのときの対象は恩欠者の質問に対する渡

辺外務大臣の答弁であり、厚生大臣の答弁であったと私はように記憶いたしております。恩給の問題についてのずばりという問題ではございませんでした。

繰り返すようですが、多年にわたって忠実に公務に従事をして退職した者、あるいは公務のために障害を負った者、さらには亡くなった方、そういった公務員と使用者である国家との特殊な関係、したがって、恩給は国家補償的な性格を有するものであるということでございます。今お話のありましたように、公的扶助等々この恩給とは基本的にその生い立ち、成り立ちが違う、そのために先生から世界的な視野に立った、あるいは外国人の方々の年金の問題、ボナナスの問題等々いろいろ例を引かれて私どもに恩給の見直しをすべきじゃないか、国籍問題をどうしようじゃないかという質疑、御質問があったわけでございます。恩給の持つ国家補償的な特殊性もこの機会に先生に御理解いただければありがたい、かように思っておりますのでございます。

○眞正敏君 理解ができませんので、これはぜひ委員長、理事会でこの問題をどうしたらよいのかということを検討する、こういうふうにしていただきたいのですが、いかかでしょうか。

○委員長(梶原清君) 理事会で協議いたします。

○眞正敏君 ありがとうございます。

次に、一九九〇年、平成二年の十月十九日に衆議院の予算委員会政府統一見解が出されました問題、いわゆるサウジアラビア駐留多国籍軍と国連決議との関係ということについての政府統一見解の内容にかなり納得のいかない点があります。その点を残余の時間質問をさせていただきますので、外務省から答弁を願います。

一九九〇年、平成二年の十月十九日にサウジアラビア駐留多国籍軍と国連決議との関係についての政府統一見解が出されています。この中で政府は、多国籍軍、このほとんどは米軍であります。このサウジアラビア駐留は国連憲章第四十一条に基づき経済制裁、国連決議六百六十一号、このた

めであると同時に、サウジアラビア政府の要請に基づく行動である、このように述べてあります。ところで、この政府統一見解が発表される二日前の一九九〇年十月十七日、アメリカのペーカード國務長官は上院外交委員会、八月六日に米軍がサウジアラビアに出動したのはサウジアラビア政府の要請によるものであると、このように証言をしております。

この点で、私は以前にも外務省に對しまして、この両者の矛盾について何度か質問もし、また文書での質問も提出してきたところであります。が、きょうはさらにその内容を少しばかり深めさせていただきたいと思います。

まず、国連憲章の第五十一条であります。この第五十一条には、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合に、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」云々と、このように書かれております。

そこで、ここで述べられておりますこの「必要な措置」というものと、さらには国連による集団安全保障の措置という国際法の概念との違いについて、いや、違わなく全く同一なのか、こういうふうに通うということなのか、それをまず最初に御説明をいただきます。

○説明員(小松一郎君) 御説明申し上げます。まず、冒頭に御指摘のございました平成二年十月十九日の予算委員会におきます当時の中山外務大臣答弁によります政府統一見解でございますけれども、この答弁が行われました背景につきまして確認のございますけれども、御説明をさせていただきます。

これは、御案内のとおり、当時政府が国際連合平和協力法案、このPKO法案の前に国際連合平和協力法案という法案を国会に御審議をお願いしていたという経緯がございます。その中で同法案の第一条におきまして、同法案に基づく協力の対象につきまして、「この法律は、国際の平和及び

安全の維持のために国際連合が行う決議を受けて行われる国際連合平和維持活動その他の活動に對し適切かつ迅速な協力を行う」と、こういうことが書かれておいたわけでございます。

また、同じ法案の第三条でございますが、この法案におきまして想定されております「国際の平和及び安全の維持のための活動」という定義がございまして、これは「国際の平和及び安全の維持のために国際連合が行う決議に基づき、又は国連決議の実効性を確保するため、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国が行う活動を行う」と、こういう定義になっていただいております。

そこで、サウジアラビアを初めとして、その地域に展開をしておりましたいわゆる多国籍軍に對する補給等の協力を平和協力隊が行う、こういうことを想定した法律でございましたので、あの当時御質問を国会で受けましたのは、サウジに展開をしておる米軍を中心とする多国籍軍の活動というものは、国連決議に基づくものなのかどうか、そうであるのかどうかという御質問があったわけでございます。

そこで、それを御説明したのがこの政府統一見解でございます。若千長くなつて恐縮でございますが、この国連平和協力法案で想定しておりますことは、当時の国連平和協力法案で想定しておりました協力の活動には大きく分けて二つの範疇の活動がある。一つは、国連決議に基づく行動、こういうこととでございます。これは、例えば典型的には国連の決議に基づいて行われます国連の平和維持活動、俗にPKOと呼ばれているようなものが典型的な活動である。これに加えて、PKO法案とは異なりまして当時御審議をいただいております国連平和協力法案におきましては、国連決議そのものに基づいて行う活動ではないけれども、国連決議の実効性を確保するために国際連合やまたは各加盟国が行う活動、こういう活動について協力の対象として想定をしておる、こういうことを御説明したわけでございます。

御指摘のございましたこの統一見解におきまして、サウジアラビアに駐留する多国籍軍が、いわゆる経済制裁決議と呼ばれておりますけれども、決議六百六十、これはイラクのいわゆる侵略行為を平和の破壊だということに認定いたしましたので、即時撤退を求めた決議でございます。それから六百六十一号、これはいわゆる経済制裁決議でございます。こういう決議の実効性を確保するということに、そのサウジに展開している多国籍軍は実態としてそういう寄与を行っているということ、これは御説明したわけでございます。

そこで、ただいまの御質問で、国連憲章第五十一条に基づきます自衛権の御質問があったわけでございまして、自衛権の御質問がサウジアラビアに展開する行為自体は、私どもこれは前にも何度か国会で御答弁を申し上げておりますけれども、自衛権によつて説明しなければならぬような行為ではない。これは、サウジアラビアの、そういうお国の同意に基づきましてその領土に多国籍軍が展開されている、そういうふうには御説明をしたわけでございまして、展開行為自体に自衛権との関係が出てくるわけではないということをお願い申し上げます。

○眞正敏君 一応こういう理解でよろしいですか。

国連憲章第五十一条にある「必要な措置」というのは、三十九条から始まります第七章を全体的に受けている、第四十一条の経済制裁及び第四十二条の国連軍による武力行使、この両者を含めてのものである、それに対して集體的安全保障の措置という、こういう国際法の概念の場合は、第七章、さらに第六章の紛争の平和的解決というところをも含めて、第六章プラス第七章ということと受けておる、このように理解すればよろしいですか。

○説明員(小松一郎君) 御説明申し上げます。国連憲章の基本的な構造でございますけれども、御指摘のとおり、まず紛争が生じた場合に平和的な手段で話し合い等により解決するという平

和的解決に関する章が六章にございます。第七章は、そういう規定があることは事実でございますけれども、イラクによる侵略行為のようなことも現実の問題として国際社会にはございますので、そういうような行為がとられた場合に安全保障理事会が、この七章の構造に沿って申し上げますと、まず第三十九条において、平和に対する脅威、破壊または侵略行為の存在を認定いたしまして、例えば即時撤退すべきであるとか、そういうような勧告等を行う、これが三十九条でございます。四十条は暫定的な措置としていろいろなことが書いてあるわけでございます。

また、四十一条におきましては、いわゆる経済制裁等を加えるような非軍事的な手段による強制行動、それから四十二条、四十三条にまいりまして、最終的には国連、国際社会全体といたしまして武力を行使して平和を回復する、そういうことを書いてあるわけでございまして、これら一連の七章、三十九条から始まって、今まで申し上げました最終的には武力をもって平和を回復する、こういうような一連の措置を法学的、学者の御議論として集団安全保障の措置というふうに呼ばれているわけでございます。

五十一条でございますけれども、これは同じ七章の中に位置づけられておりますけれども、これは国内社会においては国際社会よりもずっと法秩序というものがはっきりしておりまして、犯罪行為が行われた場合には警察でこれを取り締まるというようなことが非常にはっきりしているわけでございまして、その国内社会におきましても、急迫な場合には正当防衛であるとか、緊急避難というのが認められておるわけでございまして、それと基本的には発想が同じような観点から国際社会におきましてもそういう集団安全保障という仕組みはあるけれども、急迫な侵害があるというような場合には、必要な場合には個別的集団的自衛権を持つてみずから守ることが認められるということでございます。

○正敏君 今、国内においてはわかりやすい例

として、例ではないですね、例えばとして国内における警察活動のことを挙げられたんだと思えますので、それに即してお尋ねしますが、国内でそういう急迫不正なる侵害行為が起こって、それに対して対応している。そこへ隣から、隣からでなくてもよろしいですが、近所からその急を見て駆けつけてくるという人がいた、一緒にやってやっていたと、そこへ警察が来た、警察の例を挙げられたので、適切なことかわかりませんが、それでちよつと言うのですけれども、警察が来たということになりますと、そこで警察はその両者をとめて、そして秩序の回復を図る、このようになるのだと、こう私は理解するわけであります。

それで、この湾岸のサウジアラビアに急展開された多国軍、ほとんど米軍でありますので、米軍ですと言っておきますが、これがサウジアラビア政府の要請によって急遽出動をいたしました。こう統一見解にも書いてございまして、アメリカのペーカール國務長官もそのように議会で答弁をされております。そして、その後国連決議が行われて、そして経済制裁ということが決定をした、こういうことでございまして、その場合に、先ほどの外務省の答弁では、国連の活動を日本の国内における警察活動に例えとして言われたんだと思えますが、国連における必要な措置がとられた、第五十一条に基づく「必要な措置」がとられたというそのまゝ時点というものをひとつ明らかにしていただきたいと思います。それが一点。そして、その時点以後においてもサウジアラビアへ応援に駆けつけたその応援部隊は、そのまゝ応援を続けることができるのかということのこの二点を説明していただきたいと思ひます。

そのことを私は、再三にわたって文書においても質問をしてきたんですが、政府の文書における答弁を言っておきますと、これはこういうふうになっております。私が、集団的安全保障と同時に行使できる個別的及び集団的自衛権の要件に関する質問というのを文書で提出いたしましたところ、国際連合憲章上、安全保障理事会がいわゆる

集団安全保障の措置をとった場合において、その後国際連合加盟国が同憲章第五十一条の定める個別的または集団的自衛の権利を行使し得なくなるか否かについては、それぞれの場合の具体的状況によつて決せられるものと考えられる。また、同憲章第五十一条による「必要な措置」がとられたか否かの判断は、個々具体的な場合において必要に応じて判断の主体を特定することは困難である、このように書いてありますので、それぞ

れ具体的な場合によつて違ふ、場合によつて決められるのだ、こう日本政府はこの国連憲章を理解している、こういう答弁なのでありますけれども、私が聞いていますのは一般的な場合ではなくて、具体的な場合でありますので、湾岸危機、湾岸戦争、そしてサウジアラビアに急展開された米軍などの活動についてのことを聞いておりますので、その点についてお答えください。

○説明員(小松一郎君) 御説明申し上げます。繰り返しの御質問は、サウジアラビアに米軍等多国籍軍が展開された、その展開されたという行為自体が憲章第五十一条の自衛権の行使である、こういう前提の御質問かと思ひますけれども、これは政府の方から繰り返し答弁しておりますように、その多国軍の展開行為自体、これはサウジアラビアの同意に基づきましてその領域内に軍隊を展開している、こういうことで一般国際法上認められている行為でございまして、自衛権で説明する必要がある問題ではない、こういうことでござい

ます。

○委員長(梶原清君) この際、岩崎総務庁長官から発言を求められております。これを許します。

岩崎総務庁長官。先ほど前先生から渡辺外務大臣、山下厚生大臣の衆議院予算委員会における答弁を引用されて御質問されました。その件についての私の答弁が、恩給ではなく恩欠者である、こう申し上げたのでございますが、実は恩欠

者でもなくて、主として援護法にかかわる問題でございまして、この機会に謹んで訂正をさせていただきます。

○正敏君 今の総務庁長官の答弁は、要するに、恩欠者のことを言ったのではなくて、援護法のことについて外務大臣や厚生大臣は答弁したのであるから、その点についてだけ訂正するということであつて、全体の趣旨として、いわゆるこの軍人恩給などの国籍条項の見直しについて、これはやはり見直していかなければならない問題であるというように外務大臣や厚生大臣が言つたのではなく、さらにこの恩給問題の担当大臣である総務庁長官の立場からもそのような考えはないというのが先ほどの答弁だったかと思ひますが、その点については変更のお考えはございせんか。

○国務大臣(岩崎純三君) おっしゃるとおりでございます。

○正敏君 残念でならないわけであります。今、一生懸命国連のことを聞いておりましたら、突然委員長から総務庁長官の発言のお話が入りまして、また、自民党からは時間だ時間だというふうな不当なる不規則発言が寄せられまして、大変混乱しておるわけであります。

それで、今までの条約の日本政府の理解の問題についてもう一度聞きますが、サウジアラビアに展開したこの場合は、集団自衛権の行使というものに当たるのではないということ述べられたのだと思ひます。それは、例えて言うならば、通常日米安保条約において我が国に米軍が駐留をしている、これと同じことだ、こうおっしゃりたいのですか。

○説明員(小松一郎君) 御説明申し上げます。法的に申しますと、私が申し上げましたことは、サウジアラビアの領域の中に外国の軍隊であるアメリカ軍等多国籍軍の部隊が展開された。これは、通常他国の領域に軍隊を送るということは一般国際法上許されない行為でございまして、当然のことながらその領域国の同意が必要なのでございます。それで、サウジアラビアに軍

隊が展開された行為はそれ自体、これはサウジアラビアの同意に基づくものであつて、自衛権ということで説明をする必要はない。

それで、あと、それは我が国に米軍が駐留しておると同じことと同じかという御質問でございますけれども、これは法的な全く抽象的な観点から申し上げますと、確かにその領域内である日本が主権国家として同意を与えて、自国の領域に外国の軍隊である米軍の駐留を認めているという意味においては共通性はあると思われまふ。ただし、日本の場合には条約という形で、安保条約地位協定という形で同意を与えているという点はあつたかと存じます。

○眞正敏君 それで、古い話で恐縮ではあります。が、しかし、これは冒頭に資料要求をしまして題名だけ外務省から教えていただきました。いわゆる日本などから提供されました資金の使途、戦費の使途というような問題にも関連してまいりますので、その前提となる重要な政府統一見解であると思ひますのでお聞きをしております。サウジアラビア政府が要請をしたということ、そして国連決議に基づいて多国軍が出動したということ、これは両方同時並行的に行うことができるものであるということ、これを答弁しておられるわけでありまふ。

これは、個別、具体的にそれぞれ違ふというわけでありまふから、違ふ場合というのだけ説明をしていただいて、それで終わります。

つまり、違ふ場合というのは、自衛権というのが集団的自衛権、個別的自衛権に基づく行動であるということになった場合には、同時並行的には働かないというふうな理解しておられるのでしょうか。

○説明員(小松一郎君) 御説明申し上げます。

憲章五十一條に書いてございます「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害する

ものではない。」この「必要な措置」というのは一体どういうものを言うのか、こういう御質問かと思ひますけれども、これは一般論として抽象的に申し上げるのは非常に困難であつたかと思ひますけれども、先ほど申し上げましたような国連憲章の第七章の基本的な構造、こういうことに照らして申し上げますと、やはりある侵害が行われまして、この侵害を自衛権をもって排除することが正当化されないというほど十分に国連、国際社会全体によつて必要な措置がとられて、こういう意味であつたかと存じます。

○眞正敏君 自衛隊のことを質問する予定で防衛庁の方にも来ていただいて、まことに申しわけありませんでしたが、時間が来ましたので終わります。

○太田淳夫君 それでは、総務庁に最初伺ひましては、公務員給与の改定率あるいは消費者物価の上昇率、その他の諸事情を総合的に勘案したとしておりますけれども、この総合勘案方式が導入されて以来の恩給の改定率を見ますと、前年度の国家公務員給与の改定率を八割、前年度の消費者物価上昇率を二割とする加重平均となつてゐるわけですが、この総合勘案方式をとりますと、恩給の改定率がなぜこうした割合の加重平均になるのか、その点の説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(新野博君) 昭和六十二年以降導入されましたいわゆる総合勘案方式でございますけれども、これは公務員給与の改定であるとか物価の上昇等の諸事情を文字どおり総合的に勘案した上、恩給年額の改定率を導き出すという方式でございます。それで、昭和六十二年に総合勘案方式を導入いたしました以降今日の恩給の改定率につきましては、先ほどの先生のお話のように、おおむね公務員給与改善率を八、それから物価上昇率二、こういった割合で計算した数字に近

いものとなつておるわけですが、これはあらかじめ確立された計算方式がありましてそれに基づいてそれぞれ計算したというのではございませんで、恩給の実質価値の維持を図り受給者の処遇改善に資する、こういうことで毎年毎年努力した結果であるということとをぜひ御理解願ひたいと思ひます。

○太田淳夫君 総合勘案方式につきましては、評価はいろいろあると思ひますが、従来とられておりました公務員給与改善率に準拠した改善方式に比べますと、恩給受給者にとつては不利であることはこれは言うまでもないところだと思ひます。恩給は国家補償の性格を持つものであると考えますと、前年度の国家公務員給与の改定率を八割、前年度の消費者物価上昇率を二割とする加重平均としてゐる現行の総合勘案方式からさらには後退するようなことはあつてはならない、こう考えるわけですが、また、恩給制度の安定性を維持する上からも、今後ともこの割合を堅持すべきであると考えますけれども、総務庁長官の決意はどうかでしようか。

○國務大臣(岩崎淳三君) 恩給年額の改定方式につきましては、そのときどきに大きな変化がございましては受給者の方々に不安を与え、また、生活も安定するものではございせん。そうした立場から、恩給の改定ができるだけ安定したものであるように今までも努力をいたしてまいつたところでございます。これからの恩給年額の改定に当たりましては、恩給が国家補償の性格を有するものである、こうした特殊性を考えながら、いわゆる総合勘案方式によりまして恩給の実質価値がこれからも維持できるよう、恩給受給者の処遇の改善については努力を続けてまいりたいと思ひます。

○太田淳夫君 この総合勘案方式が導入された背景の一つに、公的年金制度のバランスということがあるわけですが、今回の恩給の改定に当たりまして、消費者物価上昇率は、昨年十二月の予算編成時の見込み率の三・四％という数値を

使つておりますけれども、確定値は三・三％であつたわけですが、一方、厚生年金等公的年金の物価スライド率においては、予算編成上は三・四％を用いたものの実際に用いる物価スライド率は確定値の三・三％、結局、恩給の方は〇・一％得をしてゐるというのか、そういう計算になるわけですが、昨年同様事情があつたわけ、この二年間で〇・二％の上回りをしているということになるんです。この厚生年金などの公的年金というのは物価スライドが法定化されているのに対して、恩給の場合は総合勘案方式ということですから、消費者物価上昇率を厳密に恩給の改定に反映させる必要はないとも言えるかもしれませんけれども、しかしながら公的年金と恩給との均衡ということ考えた場合に、やはり恩給についても消費者物価上昇率の確定値を用いるとかあるいは翌年度の恩給改定の際に調整するとか、そういうことも考えられてくるんじゃないかと思ひます。

と申しますのは、公的年金制度のバランス上ということでの総合勘案方式というのはつくられてゐるわけですから、いつかまた恩給制度がちゃんとバランスを欠いてゐるんじゃないかという批判の対象になりかねない場合も考えられますので、その点についてのやはり調整というものはある程度考えておかれた方がどうかと思ひます。思ふんですが、総務庁長官としてはどうでしようか。

○政府委員(新野博君) ちよつと見込み値等の数字の問題でございますので、恐縮でございますが、私の方から御答弁をさせていただきます。

恩給年額の改定方式の変更の理由といたしましては、確かに公的年金制度が六十一年に改革されました、それとのバランスを考慮した結果の見直しであるということ、これは事実でございます。ところで、恩給年額の改定につきましては、恩給法第二条ノ二の規定のつとまりまして、諸般の事情を総合勘案するということで改定率を決定してゐるところでございますけれども、その際に、予算編成時にどの数字が使へるかといひますと、実は

消費者物価上昇率の確定値がまだ求められませんが、結局はそこは見込み値をとっておるところでございまして、そうした形で予算で決着する、こういう方式をとっておりますので、恩給の改定率の調整ということは目下考えてないところでございます。

○太田淳夫君 決して、立場からいって恩給を減らすようなことを言っているわけじゃございませんので、その点はお酌み取りいただきたいと思うんです。

恩給の年額については、改定内容がいろいろと先ほどからお話をされているような方式で決定されてくるわけですが、各種加算の改定率に実にはいろいろと千差万別と申しますか差があるわけでございます。今回の法律案におきましても、恩給年額の改定率が三・四四％です。普通扶助料の算入加算は三・三四％及び三・三三％、公務関係扶助料の算入加算は四・一〇％、また、傷病者遺族特別年金の算入加算は六・六六％、このように同じ加算であるのに改定率にいろいろな差があるわけでございますけれども、これはどのような理由によつてこうなっているんでしょうか。

○政府委員(新野博君) 平成四年度の恩給改善におきましては、恩給年額につきましては総合勘案方式によるベースアップ率三・八四％の引き上げを行うこととしたしまして、遺族加算、寡婦加算につきましてはこれと異なつた観点から改善を行うこととしておるところでございます。その中で、寡婦加算につきましては、従来と同様他の公的年金におきまして寡婦加算額の均衡を図りますために、公的年金に準じてその年額を四千五百円アップの十三万九千五百円に引き上げることとしたところでございます。また、遺族加算につきましても、戦没者遺族等に対する処遇の改善ということを含めまして、寡婦加算の改善額を参酌しながら、遺族加算には二種類ございまして、公務関係扶助料に係る遺族加算につきましては四千七百円アップの十一万九千四百円、また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算につきま

しては四千五百五十円アップの七万二千八百五十円に引き上げることとしたところでございます。このように遺族加算につきましては、寡婦加算額を参酌しながら、特に戦没者及び傷病者の遺族に対する処遇に配慮したということで引き上げを行うこととしたところでございます。

○太田淳夫君 いずれにしましても、恩給の年額は数年に一度は改定が行われているのに対して、唯一その改善が取り残されているのが傷病恩給の中で特に重障の特別加給と第一及び第二項症者に支給されている特別加給ですね。特別加給は、見てみますと昭和三十三年に設けられまして、その後四十二年、四十八年、五十年、五十二年、五十四年、そして五十六年と改定が行われてきているわけですが、その後改定が行われず今日に至つては昭和五十六年度に増額改定が行われて、特別加給が重障者厚遇の趣旨から設けられて、また介護手当的な性格を持つものであると考えますと、十年以上にわたつてその改善が放置されていることは首肯することはできない、こう思うんですが、総務庁長官、その改善方についてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(新野博君) ちよつと最初に事実問題を中心に御説明をさせていただきますかと思ひます。

第二項症以上の増加恩給受給者に給されております特別加給につきましては、昭和三十三年年度に創設されたわけでございますけれども、それ以来、状況に応じて引き上げは図つてきております。昭和五十六年度には特に特別項症に対する特別加給の年額の大幅な引き上げを行つてきたところでございます。それで、特別加給は重障者を厚遇するためにとられた措置でございます。恩給のベースアップのたびごとにそれに準じて引き上げるところでございますが、その改善につきましてもは今後慎重に検討してまいらる課題ではあるだらう、こういうふうにご考慮をいたします。

○国務大臣(岩崎純三君) ただいま恩給局長から答弁をいたしましたので、私どもも同じように考えておるわけでありまして、今後またいろいろな検討をお願いしたいと思います。旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金に

○太田淳夫君 次に、先ほど同僚委員からいろいろとお話がありましたけれども、従軍看護婦さんの問題についてお尋ねいたします。旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金については、平成四年度に増額改定を行うことにしておりますけれども、旧日赤救護看護婦につきましては昭和五十四年度、旧陸海軍従軍看護婦については昭和五十六年度に、それぞれ慰勞給付金の制度が創設されて、これまで昭和六十年度、平成元年度の二回にわたつて増額改定が行われてきており、今回三回目の改定となるわけですが、これまでの改定内容を見ますと、昭和六十年度は過去五年の消費者物価指数にかかわる上昇率二・三％を勘案して改善したもので、昭和六十年度は過去五年の消費者物価指数にかかわる上昇率三・五％を勘案して改善したもので、今回八・五％を勘案して改善したものであることとありますが、改定の間隔及びその間の物価上昇率と旧日赤救護看護婦の慰勞給付金の改定について、何らかの明確な基準があるとは読み取りにくいんですが、総務庁長官は何を基準としてこの改定を行っているんでしょうか。

○政府委員(石倉寛治君) お答えをいたします。先生おっしゃいましたように、三度の改定になりましたわけでございますが、基本的にこれらの増額といふものは、慰勞給付金の実質価値を維持するという大原則で処理してきたというところでございまして、それ以上に細かく、詳細な基準を決めてやっているところではございません。

○太田淳夫君 先ほど同僚委員の方から、戦後補償の一環であるので立法化せよ等々のお話もいろいろありましたが、私どもも同じように考えておるわけでありまして、今後またいろいろな検討をお願いしたいと思います。旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金につきましても、やはり恩給における恩給受給者と同様の者がいることに注意を払ふ必要があると思ひます。すなわち慰勞給付金の支給というものは、加算年を含めて勤務期間が十二年以上の者が対象となりまして、その結果、慰勞給付金の恩恵にあずかれない旧日赤救護看護婦等がたゞさんいると、こう言われているわけでございます。そういう方々からの請願もいろいろ出ています。これらの方々が慰勞給付金の支給対象とされることを望ましいことは言うまでもありませんけれども、これらの方々が切実に要望していることは、平和祈念事業特別基金が恩給資格者に対して行つてゐる慰勞事業及び新規慰勞事業と同様な措置を自分たちにも講じてほしいというところですが、その程度の要望はぜひともかえつてほしいと思ひますが、総務庁長官はどんなお考えですか。

○政府委員(高岡寛治君) 陸海軍従軍看護婦の皆様方あるいは日赤救護看護婦の皆様方が大変苦勞されたというところは、総務庁は五十年当初からいろいろとお話をお伺ひしてまいりました。当時の大臣が政治的な決断として、六党合意等いろいろとものにしながらこの制度の推進に努めてこられたという経緯も、総務庁としては十分承知していただいております。

ただ、平和祈念事業特別基金におきましては、これは先生御案内のように、戦後処理三問題、いわゆるシベリア抑留の方々、恩給欠格者の方々の問題は引揚者の方々、こういう三つのジャンルの問題を中心として進めてきたわけでございまして、こういう平和祈念事業特別基金が発足をいたしましたのもその事情、経緯といったものを考えてみますと、恩給欠格者の方々と同じように、例えば書状をお渡しするとかあるいは銀杯をお渡しするということ、この三つの問題についての

事務処理が十分進捗していないという事情もまたございまして、もろもろの経緯を考えてみますと極めて難しい問題ではないかと思っております。

しかし、総理府が承知いたしておりますように、退却を続ける野戦病院において、後方にいたのがいつの間にか前線に取り残されてしまった陸海軍病院の状況等いろいろお話を伺ひして見ますと、その御苦労たるやまことに私も涙するような場面のお話も伺ひをしてまいりました。そこで、私もといたしましては、現在平和祈念事業特別基金において許されております、二十七条に基づきますこういった関係者の方々の御苦労に關する資料を収集し、記録し、そして書き物にして後の世に伝えていく。平和祈念事業の一つの大きな目的が、我々がこんなに苦労したのにその苦労が全然後の世に伝えられていかない、ただ、今の若い世代はこの平和な繁栄した我が国の状況というものをもう所与のものとして、だれの犠牲によつたものでもない、我々に最初から与えられたものだとして、諸先輩の御苦労というものが正当に評価されないというところに、いろいろと無念の思いと申しましようか、やるせない思いがあるんだらうと思ひます。

そこで、一般慰籍事業の対象として、例えばいろんな展覧会でございますとか、ビデオでございますとか、出版物の刊行等を通じて、こういった看護婦さん方の筆舌に尽くしがたい御苦労というものを後の世に伝えていくための努力をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○太田淳夫君 今、お話を聞きまして、確かに六党合意がされるに、いろいろ協議されたときに、従軍看護婦の代表の方がこの内閣委員会に見えて、いろいろそのときのお話をされたことを私も思ひ起こしております。

ですから、この人たちが請願を何回も出されて、昨年からでしょう、恩給資格者についても慰労されてきたのは、そこで、請願にありますよう

に、十二年に満たない者については何らの恩典もないというそのお気持ち、いろいろと述べてみえるわけですが、今、あなたは祈念事業としていろいろなことを残されるというお話でしたけれども、この人たちのお気持ちというのにはさらにもう一歩進んであるわけですから、書状ないし記念品というものをやはり何とかいただけないかという気持ちがあるわけですから、どうか六党合意に至りましたその過程から見ても、また総理府として努力を、いろいろと検討を重ねて、ぜひとも実現をするようにお願いしたい、このように考えます。

最後に、平和祈念事業特別基金としていろんな事業を行っているわけですが、その進捗率を見てみましても、必ずしも順調とは言いがたいようでありま。特に問題だと思われまは、推定対象者に対する請求者の率が低いということですね。戦後強制抑留者慰労品等贈呈事業について言いますと、その請求期間というものは平成五年三月三十一日、来年度終わってしまふということでございますが、せっかく創設された制度でもありません、対象者のすべてが慰労品等の贈呈を受けられるように周知徹底について万全を期していただきたい、こう思ひますが、今後の対処方針についてお述べ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高岡完治君) 先生御指摘のとおり、来年度いっばいで申請期間というものは切れるわけでございます。現在対象者が五十二万八千人いらっしゃるわけですが、ご請求をいただいております方は、その約半分強の二十八万七千人の方から御請求をいただいております、実際に慰労品の品を贈呈させていただいておりますのは、その約九五%に對して事務をさせていただいております。残りの五%につきましては鋭意努力を積み重ねていきたいと思ひております。

なお、ことし、今国会において御審議をお願いしております来年度予算でございますけれども、先生御指摘のような事情もございしますものですが、私もPR活動を熱心にやらせてほしいといううことでお願いをいたしております、来年度予

算におきましては、今年度よりも六千万円増額をPR経費としてお認めをいただきまして、そしてできるだけきめ細かなPR活動をやっていきたい。特に郷土誌でございましてとかあるいは地方紙、そういったものを通じて、市役所、町村役場、こういったところももちろんでございますけれども、きめ細かなPR活動を実施し、この慰籍の念がそれぞれ皆様方に行き渡りますようにさらに努力を重ねてまいりたいと思ひます。どうぞ御指導をよろしく願ひいたします。

○太田淳夫君 終わります。

○磯村修君 恩給の改定方式というのが総合勘案方式ということになりましてから今回で六度目というところでありますが、そこで、この方式が採用しておりますところの一律方式といひましようか、この点につきまして幾つかお伺ひしたいと思ひますけれども、例えば公務員の給与改善、これは最近の例を見ましても人材の確保というふうな意味合いもありまして、例えば去年の場合、昨年度ですか、行政職(一)の上位職と下のクラスの格差というものが三・三%の差がございします。それと、そういうふうな格差というものがあつた上、それがまあ累積されていくというふうな実態の中で考えられることは、何といひましようか、一律方式というものをばつばつ見直すべき時期に來てゐるんではないかというふうな感じもするんですけれども、これにつきましては、平成二年五月のこの内閣委員会、やはり平成二年度の恩給法の改正案の審議の際、恩給局長がこのように述べているわけですね。今後とも一律アップの方式を続けていくかどうかについては、社会情勢の推移とかあるいは公務員給与改善の傾向等を見ながら検討してまいりたいというふうな趣旨のことを述べているんですけれども、そういう面、その見解、それから現状から見ると一律方式といふものはばつばつどうかなというふうな考えですね、どう今考へられてゐるのか、その辺の見解をちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(新野博君) 恩給のベースアップにつ

きましては、昭和六十二年以降は先生の先ほどのおつしやつたとおりでございますけれども、実は昭和六十一年までは上に薄く下に厚いいわゆる上薄下厚に配慮した改定を行つてきたところでございまして、それ以後は総合勘案方式のもとで一律アップ方式をとつてきておるわけでございしますけれども、昭和六十一年までの改定によります上下の格差の縮小、また、低額恩給の改善のために導入いたしました最低保障制度、これが受給者の相当部分に適用されております現状等から見ますと、現段階で直ちに一律アップ方式を見直すというこはないんではないか。すなわち現段階における上下格差といふのはかなり改善されたものになつておるといふ理解をいたしておるところでございます。

このような事情を背景にいたしまして、平成四年度の恩給年額の改定につきましては、公務員給与の改定、物価の変動等を総合勘案いたしまして一律三・八四%の引き上げを行うこととしておるところでございます。

○磯村修君 この総合勘案方式の中で行われまふ一律引き上げといふのは、例えば、おとしあるいは昨年のように下位の等級で大幅な給与改定が行われたというふうな場合、従前の上薄下厚と申しましやうか、仮定俸給年額といひましようか、比較した場合、現行水準にいわば置きかへるといひましようか、仮定俸給年額といひましようか、これのもとでは下の方がちよつと不利益をこうむるようなことになりはしないかといふふうな考えも出るわけなんですけれども、その辺いかにがなるのか。それからもう一つ、仮定俸給年額が下の者については最低保障額といふものがございします。ですから、この最低保障額が設けられてはいるんですけれども、一律による不利益をこうむるようなことを抑制していただくためには、最低保障額といふものを、何といひましようか、現職の公務員の下位の等級の方の給与の改定率に合わせまして引き上げるようなことも考へてみてはいかぬものかな、こういうふうな指摘もできると思ふん

○磯村付君 もう一点伺いますけれども、平成四年度の恩給局の予算案の中を見ておきますと恩給支給事務費という欄があるんですが、新年度からは自前でもって事務作業というものが進められていくというふうなことのようであります。

この金額を見てまいりますと、郵政事業の特色にこれまで組み入れられていた経費も大分減ってくるわけなんですけれども、そうした経費、それからそのほかの経費等を計算していきますと、大体ざっと二十億くらいの差額が出てくるわけなん

です。これはどうなんでしょう。これまでの予算の組み立てについて見積り誤りはなかったのかというふうな疑問も出てくるんですけども、その辺まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(新野博君) 郵政事業特会へ繰り入れられておきます恩給取扱費につきましては、従来から、毎年度郵政省におきまして恩給取り扱ひの業務をやっていた業務量というのを計算しまして、その手数料に応じて算出した所要の経費を計上するという形です。

○磯村修君 全体のこういう差額、格差というものを数字で見ると、ざっと二十億というお金はちよつと多過ぎはしないかというふうな感じを受けます。そういう意味から今回の予算の数字を見ますと、適正な見積もりと適正な繰り入れ、こういうことが実際に実行されたかどうかというふうな疑問がどうも拭ききれないわけなんです。ちよつと額も多過ぎはしないか、その辺はどうですか、どうしてこういう額が出てくるのか。

○政府委員(新野博君) 額の計算はそれぞれの業務量に応じて単価計算に延べ件数を掛けておるわけでございます。それは非常に正確にやっておることで間違いないと思ひます。

それで、どうしてそんなに大きな額が必要になつたかということがまず第一点あると思ひますけれども、従来、恩給につきましては、その裁定業務というのは恩給局でやっておりましたが、支給に関する業務というのは郵政省でやっていたので、こういう体制を明治以来とおつたわけでございます。

しかし、近年、恩給事務の処理に当たりまして、受給権調査だ、やれ何だという形で電子計算機での機械処理を恩給局でもいろいろやってくる、こういう進展に伴ひまして、恩給の裁定に関する情報や支給に関する情報というものがそれぞれ蓄積をされてきて、我々のところにも蓄積され、また郵政省にも蓄積されるということで、同種の基礎的データの蓄積、利用などにおきましてかな

り共通的な側面が見られることになつたのが一つの大きな理由でございます。

そういうことであれば、この際、恩給局で蓄積された基礎データに郵政省のデータを統合整理いたしまして、そして恩給の裁定から支給に至るまでの処理を一貫してやれば合理的になるのではないかと、従来郵政省がやっておりますました事務の中で非常に業務量の多い給与金の計算であるとか支払い通知書の発行であるとか、こういう業務を平成四年四月から我々恩給局でやるということにいたしました。郵政省におきましては給与金の払い渡し業務、郵便局の窓口業務でございますが、それと例えば払い渡した場合の債券の管理業務、亡くなったのに行つていたという場合の取り戻しとか、そんなことを含めました。そうした業務をやつていただくということで、相当量の業務を恩給局でやることになつたということでございまして。その結果、単価を非常に減らしたということがこういう形になつておるわけでございます。

そうすると、その減つた分だけ恩給局に必要なんじゃないかということがあるかも知れませんが、恩給局では従来からそういう準備をしておつた関係もございまして、その減つた分だけをやつただけでなく恩給局ではできるといふことで、トータルとしては先ほどおっしゃいましたように約二十億円の合理化効果の出る事務システムの変更である、こういう理解をしておるところでございます。

○磯村修君 それでは、最後に総理府に要望だけしておきます。

先ほど、最後に同僚の議員からお話がございましたけれども、かつての従軍看護婦さんの問題なんです。先ほど、正当な評価ができるように、評価されるようにというところで努力していくというふうな御答弁がありました。こういう慰労給付金を受給されない、ただけに看護婦のためにぜひと正当な評価、そしてまたその労苦に対する国の対応というものをぜひ積極的に推し進めて

くだることを特にお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。

○委員長(梶原清君) 暫時休憩いたします。

午後四時十三分休憩

午後四時二十二分開会

○委員長(梶原清君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○吉川春子君 従軍慰安婦の問題について質問いたします。

官房長官、政府は今まで従軍慰安婦の問題を、民間業者が軍とともに連れ歩いてきたなどとして関与を否定しておりましたが、五十年近い歳月を経て、ことしになってようやく旧日本軍の関与、すなわち政府自身の関与を認める発言を行いました。一月十七日に宮澤総理の大韓民国訪問における政策演説の日韓関係で、我が国と貴国との関係で忘れてはならないことは、我が国が加害者で貴国が被害者であつたという事実であります。

私は、この間、朝鮮半島の方々が我が国の行為によつて耐えがたい苦しみと悲しみを体験されたことについて、心からの反省の意とおわびの気持ちを表明いたしますとし、いわゆる従軍慰安婦の問題について、実に心の痛むことであり、まことに申しわけなく思つてお話ししました。

それに先立つ一月十三日に、官房長官が記者会見で、従軍慰安婦として筆舌に尽くしがたい辛酸をなめられた方々に對し、衷心からおわびと反省の気持ちをお話し申し上げたいと述べておられます。

質問です。これは日本の侵略戦争への反省と、強制連行された方々に対するおわびであるというふうな受け取つてよろしいわけですね。

○国務大臣(加藤紘一君) 一月十三日の私の発言は、いわゆる従軍慰安婦の問題につきまして先生御指摘のような内容を含んでおります。

どういう、何についての反省でありまた謝罪であるかということでございますが、そこに率直に書いてございまして、いわゆる朝鮮半島御出身の従軍慰安婦の方々が過去筆舌に尽くしがたい辛苦をなめられたこと、そして、その従軍慰安婦という問題につきまして、かつての軍というものが関与しておつたというその事実につきまして我々の謝罪の言葉を申し上げたわけでございます。

○吉川春子君 それで、その中には日本の侵略戦争に対する反省ということが含まれるのか、強制連行の従軍慰安婦に対するおわびも含まれるのか、この二点を具体的に伺つておるわけなんです。

○国務大臣(加藤紘一君) 私たちのかつての日本の行為によつて、いわゆるアジア諸国の人々、この場合には朝鮮半島の人々に多くの苦しみを与えたということにつきましては、従来から政府としては反省の気持ちを申し上げておつたわけですが、それを私の記者会見でも同様のことを申し上げました。

それから、いわゆる従軍慰安婦の方々の問題につきましては、筆舌に尽くしがたい辛酸をなめられた、辛苦を経験されたことについて申し上げたのでございまして、今、先生おっしゃいましたように、強制労働者とか、それから強制連行というような問題等を含むのかというふうなことにつきましては、その事実関係についてはこれからまたいろいろ調査しなければならぬことであらうと思ひます。そのいわゆる従軍慰安婦の方々の経験されたいろいろな心の傷、なめられた辛酸というもののについての反省を述べたものでござい

○吉川春子君 そうしますと、その総理のおわびの言葉の中に、強制連行してきたことに対して済みませんということは具体的に入つていないということですね。

○国務大臣(加藤紘一君) いわゆる従軍慰安婦という方々についての反省を示したものであつて、

また謝罪を示したものであつて、軍の関与、何らかの形で関与していることは私たちが認めるものでございませうけれども、どういった形でのいわゆる従軍慰安婦等、運営がされてきたかというふうなことにつきましても、今いろいろ調査中でございます。

○吉川春子君 そうすると、それは調査して強制連行ということが明らかな資料が出てきたときに改めてそういうことについては言及する、こういうことですね。

○国務大臣(加藤敏一君) 具体的な形、どういった過去の経緯であつたかというのを私たちは今調べております。ただ、その調べがそういう意味では完全に終わつておりませんけれども、しかし、何らかの形で軍が関与していたということはいろいろ資料で明らかでございますので、まず、その点について謝罪をいたしたいということで述べたのが一月十三日の私の発言でございます。

○吉川春子君 そうしますと、軍の関与はお認めになつた。警察とかその他強制連行に関与したお役所はたくさんあるというふうな証言もたくさんあるんですけれども、そういうことについてはまだ調べがついていない。だから、強制連行をしたという点については、これはまだおわびの中とか官房長官のコメントの中にはそこまで含んでいないんですか。

重ねて伺いますけれども、官房長官の会見の中に、募集という言葉がありますね。この募集というのは、強制連行とかだまして連れてきたこと等も指しているのかどうか、こういうことは含んでいないのかどうか。じゃ、その募集の意味です。それを伺いましょう。

○政府委員(有馬龍夫君) 調査の経過でございますので、私の方からお答えさせていただきます。この募集と申しますのは、その具体的な態様に ついて私どもが子細捕捉したということではございませんで、これを集めるに当たつての気構えと申しますか、そういうようなものが……

○吉川春子君 何ですか。

○政府委員(有馬龍夫君) 気構えといったようなものが資料に散見されているというところに言及したわけでございます。

それから、軍以外のところにつきましても、現在関係があり得るかなといった省庁に調査を依頼しておりますけれども、現在までのところ、今まで防衛庁で調べてくれましたことのほかに、特に新たに見つかつていふうには承知いたしておりません。

○吉川春子君 従軍慰安婦の募集や慰安所の経営について何らかの形で関与してきたと、こういうふうな書いてあるんですね。今伺つたのはこの募集のことです。

募集は、これは「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件 訴状」によりまして、募集とは名ばかりで募集人数を割り当てられた面事務所やその地を管轄する駐在所にとつては、面庁、面というのとは村という意味らしいですけれども、面庁・面事務所勤務係、駐在所警察官が一体となつて、労働者を強制的に駆り集め、嚴重逃亡防止の措置を行い、実質的には募集の名をかりた政府機関による強制連行にほかならなかつた。これは、ここだけじゃなくていろいろなところにもこういうあれがあるんですけれども、こういう意味での募集についての反省が官房長官の談話の中身なのか、それとも文字どおり、日本語の意味の募集の意味なのか、そこ調べつきましたか。それとも調査中だからと否定されるんですか。

○政府委員(有馬龍夫君) 現在までに御指摘のようなことを示唆する資料はみつかつておりません。

○吉川春子君 そうしますと、韓国でおわびされたり、心痛む思いだといつて官房長官がおっしゃっている中身は、要するに慰安所を経営したことに関与していたかもしれない、で、従軍慰安婦の存在は否定できない、そのことについての反省であつて、強制連行までは含んでいない、調査がついていないということですね。

しかし、例えばこれもこの訴状で、原告Bとい

う人は、十八歳のときに中年の朝鮮人男性が村に来て、上海に行けばいいところがあるから行かないかと誘ひ、上海に着いてからの仕事の内容については一切説明なく、Bも軍隊慰安婦であるといふことは夢想だになつた。上海駅の近くで日本人憲兵に引き渡され、軍用トラックに乗せられ、たどり着いたところは日本軍隊の駐屯地だつた。軍人の相手をしないといふ兵に殴られ、最初の一年、二年は逃亡しないよう警戒も厳しく、外には一切出られなかつた。

こういうことも書かれていて、実際は募集で任意に応募して、そして従軍慰安婦になつたというよりは、強制連行あるいはそれに準ずるような形で連れられてきたという証言がたくさんあるんですが、政府は今それを調査しているけれども、その資料がないとおっしゃいます。なぜ資料がないんですか。そういうことを日本政府がやってなかつたから資料がないんですか。それとも何かほかの理由があるんですか。

○政府委員(有馬龍夫君) そのような資料がみつかつておりません。他方、否定をしているということでもありませんけれども、そのような何らかの形で関与していたことは否定できないというのが、今まで私どもが調べた資料から申せることでありまして、まさにそのようなことを踏まえて、全体をもち、先ほど官房長官がおっしゃられましたように、我が国としてはいろいろ機会に朝鮮半島の出身の方々が、我が国の過去の行為によって耐えがたい苦しみと悲しみを体験されたことに対し、深い反省と遺憾の意を表明してきています。そういうふうな申しているわけでござい

ます。

○吉川春子君 労働省お見えですか。

女子挺身隊の名目で多くの朝鮮人が従軍慰安婦として連れてこられたというこの証言があるんですけれども、労働省は国会答弁でこの点を否定し続けています。それは今でもその答弁を変え

る意向はないのかということ、従軍慰安婦の強制連行ということを政府は否定しても、国家総動員法の第五条に基づく挺身勤労令、昭和十九年の八月に天皇が出した勅令ですけれども、多くの朝鮮人女子が工場など労働者として、二十万かそれ以上かわかりませんが、とにかく強制連行されたわけですが、その法的根拠にこの勅令がなつたといふことは認めますね、そこまでは。

○説明員(戸部利和君) 女子挺身隊でございますが、これにつきましては今お話ございましたように、国家総動員法の第五条に基づきます女子挺身勤労令、これによりまして結成されたものでありまして、工場でありますとかあるいは政府の作業所等におきまして挺身勤労に従事していたということでございます。その動員につきましては、当時国民勤労動員所で行つていた、これは事実でございます。

ただ、朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦の関係につきましては、労働省関係には何も資料が残されておらず、その後内閣官房の方の御指示もございまして、さらなる調査を行つておるところでございますが、そういう関係の資料も出てまいりません。

それから、当時厚生省の勤労局でありますとかあるいは国民勤労動員所、そういったところに勤務していた者からも事情を聞いておりますけれども、そういったものも職員、今申し上げた厚生省勤労局あるいは国民勤労動員所が朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦については全く関与してなかつたということでございます。この女子挺身隊と、それからいわゆる朝鮮人従軍慰安婦の方との関係についてははっきりしたことは申し上げられないということでございます。

○吉川春子君 韓国の報道によると、女子挺身隊というのはイコール従軍慰安婦ということである認識されていて、その名前でもやられたということはいろいろあるんですけれども、労働省が朝鮮人女子の、その当時は日本人だつたかもしませんが、女子の勤労動員、そういう強制的なことはこの勅令でやつた。しかし、じゃ従軍慰安婦については絶対そういうことはやつてないと言ふんだ

つたらその証拠が必要ですね。はつきりわからないだけども、やっけないんだというところは否定できないし、むしろそういう形で行われたというところは言われているわけですから、朝鮮人従軍慰安婦を挺身隊の名でもって引張らなかつたという確たる証拠はないわけですね。

○説明員(戸利和君) 先ほど申し上げましたように、両者の関係ははつきりしたことは申し上げられませんが、ただ、私も当時の厚生省勤務局でありますとか、あるいは国民勤労動員所に勤務していた者から事情聴取した範囲では、関与していなかつたというふうに当時の職員は申しているということでございます。両者の関係について、全く関係なかつたかあるいは関係があつたかということについてははつきり申し上げるだけの資料はない。ただ、事情聴取した限りでは先ほど申し上げたとおりです。

○吉川春子君 官房長官、従軍慰安婦については強制連行とかまたいろいろな形、日本人の従軍慰安婦の場合はそれ以外の形もあつたようにも聞いていますけれども、いずれにしても、政府によるこれは最大の女性への政策だつたと思うし、国家の犯罪だと私は思うんです。いかなる形でも日本軍の従軍慰安婦であつても、そういうことに陥れたすべての人々に対してやっぱり日本政府は反省しなきゃならないし、心より誠実な態度をもって、この問題解決のために当たらなきゃならないというふうに思ふんです。

まず、女性への政策であつたという点について御認識はいかがですか。

○国務大臣(加藤弘一君) 戦争というものが人々の常識に反したことを時にはまた往々にしてやるということがあるわけでございますけれども、いわゆる従軍慰安婦という問題は、それが朝鮮半島出身の方であつたにしても、また内地出身の方であつたにしても、今冷静なときに、平和なときになつてみましても、大変心痛む話であらうと思ひます。女性としては、こういう経験を持つということとは本当に筆舌に尽くしがたい気持ちであらうと

思いますし、その人たちが自分の人生にいろいろな思いを持ちながらおかつ訴えられるというのは、かなり勇気のあつたことなだらうと思つております。

ですから、この問題に軍が関与しているということは、何らかの形で関与しているということは明らかなのではないかと申します。私たちがとしては、本年になり反省の気持ちを申し上げたものでございます。そして、それがどういう形で募集されたかということにつきましてはいろいろな議論があり、またいろいろな報道があり、また今の先生の御指摘もあるわけでございますが、その事実につきましては、我々もこれから調べてまいりたいと思つております。

ですから、この場で私たちはそれが強制連行であつたという資料はまだ持つておりませんけれども、今、有馬室長が言いましたように、じゃ強制連行でなかつたのかということについてもはつきりまだそれを言えないし、またそれを否定はいたしております。ただ、一生懸命調べてみますので、ここでそれが強制連行であつたかどうか余り議論しますと、お互いにやはり言葉の誤解も生じてきたりいたしますので、政府の方に少し静かに調べる時間をいただけないかと思ひます。

○吉川春子君 この問題、引き続きやります。

官房長官、一月十七日の記者会見で、官房首相の訪韓に関して、韓国内での反日デモや集会の背景に、韓国での反日教育の影響があるとの指摘があることについて、第二次世界大戦への我々の反省を後世に伝える必要がある、韓国側も未来志向的に後世に伝えてほしい、こういうふうに述べられております。

それに関連して、政府筋のコメントとして、ソウルでの激しい反日デモは、小さいときから日本憎しと教科書で教えている。日本人を憎み続ける教育はやめてもらわないと戦時中の鬼畜米英の教育と同じだと述べて、韓国の教育に問題があるとの見方を示したという報道があります。この官房長官の記者会見のコメントと政府筋の

コメントとは相通するものがあるんですか。同じ内容のものなんです。それとも内容としては違ふんですか。

○国務大臣(加藤弘一君) 政府筋のコメントというものが、具体的にどういふ人がどういふ形で述べたのか、またそれが正確であつたのか、一部だけが報道されたのかということがよくわかりませんので、あえてコメントいたしません。

私がその日に申し上げたのは、韓国でのそういったいろいろなデモだとか何かがあるけれども、それについてどう思ふかということについて、我々も過去の反省をしなければならぬし、そしてまた日韓ともども、できるならば未来志向の原則に立つて考えられるようになっていかなきゃいかぬのじゃないかということをお願いいたします。

○吉川春子君 文部省に一回だけ伺ひしますか、お見えますか。

日本国の学習指導要領は、私ここに小中高と持つてきていますが、侵略戦争について教えるというところにはなつてないんですね。日本の国力が増強したことを教えるとか、東郷平八郎を教えるとか、こういうことはありますけれども、あとは何か第三者的に戦争の経過を教えるとか、そういう内容になつていふんですけれども、学習指導要領で日本の侵略戦争の事実、それに対する反省を教えるという方向に立つべきじゃないですか。

○説明員(矢野重典君) 先生御案内のように、今回新しく学習指導要領を改訂したわけでございますが、今回の学習指導要領の改訂におきましては、国際社会に生きる日本人を育成する、そういう観点を一層重視して歴史学習の改善を図つたところでございまして、その趣旨については文部省が作成した指導書において示しているわけでございます。

例えば、小学校につきましては、我が国にかかわる第二次世界大戦について指導するに当たりましては次のように触れているわけでございます。これら戦争において、中国をはじめとする諸国に我が国が大きな損害を与えたことについて触れる。こういうふうに示しているところでございます。

こういう指導要領、またはその指導要領を解説いたしました指導書に基づきまして、今後、先生の御指摘のような趣旨の歴史教育をより一層充実していくのではないかと私も考えているところでございます。

○吉川春子君 この戦後処理の責任者である総務庁長官に最後にお伺ひしたいと思ふんです。従軍慰安婦の問題というのは、本当は質問するのがつらいんですね、本当に資料を読むのもつらい、そういう種類の問題なんです。しかし、日本が過去にこういうことをやつたということ、そして韓国や朝鮮の方々の怒りというのは相当なものだし、当然のことだと思ふんですね。こういうものをやっぱり日本政府は五十年間も認めてこなかつた。そして関与してこなかつた。今静かに資料を調査してくれなかつたというの、静かに調査する時期はもうとつて過ぎていふんです。

私は、そういうことでまず戦後処理問題として朝鮮のこの従軍慰安婦の問題についてどういふふうに戦後処理として取り組んでいかれるのかということ、今、韓国の反日デモは教育が悪いからだというようなことを政府筋がコメントとして言うような認識ではだめだと思ふんですね。やっぱり日本がきちつと子供たちに対してもこういう事実を教え、反省していくという立場に立たないと、日朝の両国人民の友好関係というのは成り立たないと思ふんですけれども、そういう観点を踏まえて、戦後処理の観点から最後にコメントをお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(岩崎純三君) 総務庁は戦後処理を主管する役所ではございません。したがって、そうした立場でのコメントではなくして、一人の人間としての所見を述べさせていただきますと思ひます。というのは、私、学徒動員で陸軍の特別操縦見習い士官として練習機の操縦桿を握つておりました。胸を病まして命を長らえることができたわ

けてございますが、多くの戦友は命を落としました。そうした戦友のためにも、一度は大きくそうした命を大切にしてお役に立ちたいと思つて、人間として生き続けておるわけでございます。そうした中で、戦争というのは、単に勝つとか負けるとかという問題だけではなく、多くの方々が想像を絶するような、悲惨にして残酷な経験をすることであるということを理解いたしております。

従軍慰安婦の問題、軍に関係あるなしにかかわらず、このことはあつてはいけない、やつてはいけない、そのことが現実の問題として今論議をされておるわけでございます。

ただ、命をなくすような、命をほうり出すような大変苦しい思いを経験された方々を思うときに、まさに胸の痛む思いでございまして、一人の人間としても遺憾に思ひ、この地球の上に二度とそういうことがあつてはならない、そんな願いを込めておることが私の心情でござい

○吉川春子君 終わります。

○委員長(梶原清君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

二月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金の改善に関する請願(第二五五号)(第二八一号)(第二九七号)(第二九八号)(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇号)

第二五五号 平成四年二月十四日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 香川県高松市西宝町三ノ六ノ四

○北岡武雄

紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二八一号 平成四年二月十七日受理
共済年金の改善に関する請願(二通)

請願者 三重県津市栗真町屋町一、六二五

紹介議員 ノ二八 高倉治 外一名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九七号 平成四年二月十八日受理

共済年金の改善に関する請願(三通)

請願者 福島県伊達郡梁川町字小梁川三

七 井上三男 外二名

紹介議員 石原健太郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九八号 平成四年二月十八日受理

共済年金の改善に関する請願(二通)

請願者 福島県須賀川市大町一三一 玉木

尚五 外一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三七八号 平成四年二月二十日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市箱清水一ノ三二ノ

八 渡邊恒

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三七九号 平成四年二月二十日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 静岡市大谷四四五ノ一 太田正文

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三八〇号 平成四年二月二十日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 京都市北区上賀茂山本町一八位

田博

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

三月六日本委員会に左の案件が付託された。(予

備審査のための付託は二月十二日)

一、恩給法等の一部を改正する法律案

三月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金の改善に関する請願(第三九四号)

(第三九五号)(第四二二号)(第四四三三)

第三九四号 平成四年二月二十一日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 青森県三戸郡五戸町大字切谷内字

向田四ノ三 館岩治

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三九五号 平成四年二月二十一日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 仙台市宮城野区鶴ヶ谷五ノ二ノ一

一 今泉徳衛 外五万五千二百五

名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四二二号 平成四年二月二十五日受理

共済年金の改善に関する請願(二十九通)

請願者 大分市大字森町八九九 阿部準

一 外二十八名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四四三三 平成四年二月二十六日受理

共済年金の改善に関する請願

請願者 埼玉県春日部市柏壁東一ノ二三ノ

二〇 関根忠男

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一号中正誤

ベシ 段行 誤 正

二 一 九 苦勞 勞苦

平成四年三月二十一日印刷

平成四年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K